

# 河合町議会会議録

平成29年 3月22日 開会

河合町議会

## 平成29年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

### 第 2 号 （3月22日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
清原和人	3
池原真智子	9
森尾和正	24
馬場千恵子	37
西村 潔	49
岡田美伊子	67
○散会の宣告	71
○署名議員	73

平成 2 9 年 3 月 2 2 日 (水曜日)

( 第 2 号 )

平成29年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年3月22日(水)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	岡田美伊子	2番	大西孝幸
3番	清原和人	4番	馬場千恵子
5番	吉村幸訓	6番	岡田康則
7番	森尾和正	8番	池原真智子
9番	西村 潔	10番	疋田俊文
11番	谷本昌弘	12番	中尾伊佐男
13番	辻井賢治		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康德	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	中尾博幸
住民生活部長	堀内伸浩	まちづくり 推進部長	竹田裕昭
教育部長	井筒 匠	総務部次長	木村光弘
福祉部次長	門口光男	住民生活部 次長	岡田昌浩
政策調整課長	森嶋雅也	安心安全 推進課長	阪本武司
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸

福祉政策課長	辰 己 環	社会福祉協議会課長	山 本 孝 典
保健スポーツ課長	上 村 豊	認定こども園準備室長	佐 藤 桂 三
特命担当課長	梅 野 修 治	住民生活課長	上 村 英 伸
まちづくり推進課長	中 山 雅 至	地域活性課長	福 辻 照 弘
上下水道課長	石 田 英 毅	教育総務課長	杉 本 正 範
生涯学習課長	上 村 欣 也		

---

**会議に従事した事務局職員**

調 整 員 堀 内 一 憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成29年第1回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

---

◇ 清 原 和 人

○議長（疋田俊文） 1番目に、清原和人議員、登壇の上、質問願います。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

（3番 清原和人 登壇）

○3番（清原和人） 議席番号3番、清原和人が通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。

人口減を食いとめ、活力あるまちづくりのため、第1に教育問題があります。ゆとりのある教育環境の充実が大切です。第2の問題として、河合町に住んでうれしい、楽しい、おもしろい、幸せと思える安心して暮らせるまちになってほしいと常々考えています。

日本国内では、いろんな差別問題が現実に存在します。人権が尊重され、一人一人が大切にされる日本一の人権文化のまち河合町を町内外にアピールすることが重要になります。着実な政策の実行により、若い世代を中心にあらゆる人々が河合町に目が向き、住まいを構え

ようとする動きが増えていくと確信しています。

本日は、3つの課題について質問をいたします。

1つ目は、中学校の運動部活動についてです。

スポーツ庁が全国の国公私立中学校の2年生を対象に、今年度実施した運動部活動に関する調査によると、運動部に所属する生徒の割合は男子が78.2%、女子は57.7%。文化部は男子8.2%、女子は32.5%です。中学校の教育活動では、子供たちにとって部活動は大きな役割を担っています。また、部活動の休養日に関する調査によると、1週間のうち固定した休養日を設けていない学校は22.4%です。1カ月のうち土日を休養日としていない学校も42.6%あります。5校に1校が休養日を設けていません。先生方、子供たちが無理をして部活動をしている実態がうかがえます。

3年前、心の相談員で勤務していました中学校でも、月曜日疲れた顔で校門をくぐる先生方が多く見受けられました。文部科学省は、全国の中学校が運動部活動の休養日を設けるよう求める通知を都道府県教育委員会等に出しました。中学校の教員は、世界一の長時間勤務になっており、授業準備や事務作業、生徒指導の時間がとれない状況になっています。子供たちの生活のゆとりも少ない状況です。河合町における部活動の実態について、お答えください。また、教育委員会としての具体的な改善策があれば示してください。

2つ目は、1つ目の質問と関連しますが、小学校、中学校の教職員の勤務時間オーバーについてです。

電通社員の過労死から、国会でも働き方や残業についての問題が話題に上がりました。教育現場においても、ブラック企業に近い勤務状況があります。平成28年6月17日付で文部科学省より、学校現場における業務の適正化に向けての通知がなされ、勤務時間管理の適正化の必要性が示されました。これを受けて、県教育委員会より、できるだけ超過勤務を避けることを基本に残業のない日、ノー残業デーを設定するように指示がありました。近隣の市町村でも、それを受けての取り組みが進められています。

3学期は、先生方の人事交流が行われている時期です。河合町の町内の学校が、奈良県で一番の働きやすい教育現場になれば、情熱を持った多くの先生方に来ていただくことができます。子供たちにもプラスの要因になります。実力ある先生方による充実した教育がなされ、教育のまち河合町の名前をアピールすることができます。教育委員会として、小中における学校現場の勤務状況について、どのように把握されていますか。また、適正化に向けてどのようなプランを持って指導されていますか、お答えください。

3つ目は、人権教育・人権施策の充実に向けてお聞きします。

私は教育現場で、長年、河合町人権教育研究会、北葛城郡人権教育研究会の会員として活動し、会長も歴任させていただきました。あらゆる差別がなく、誰もが安心・安全に教育を受けたり、生活できる学校やまちになるように努めてまいりました。

近年、いじめ、不登校、校内及び家庭内の暴力問題、障害を持っておられる方、外国人、女性を取り巻く問題等も大きな課題になっています。

昨年12月9日、国会において、自民、公明、民進党の3党の議員立法、部落差別解消推進法が可決、制定されました。条文は6条から成ります。第1条目的、第2条基本理念、第3条国及び地方公共団体の責務、第4条相談体制の充実、第5条教育及び啓発、第6条実態に係る調査、最後に附帯決議から成っています。事業法と違って、心の問題を解決する理念法になっています。現在もインターネット、ヘイトスピーチ、身元問い合わせ等の差別の現実があります。

この法律の意義としては、今日的な部落差別の現状、実態を認めています。国及び地方公共団体の責務は第2条で記されています。期限は定められていない法律になっています。具体的には、差別問題に対して的確に対応できる相談体制の充実、解消に向けた教育・啓発の推進、現状把握のための実態調査の実施の4点が強調されています。既に文部科学省や総務省から、この法律に関しての通知が都道府県初め諸団体に発せられています。

河合町は既に1995年12月7日、河合町人権擁護に関する条例を制定し、長年、人権問題の解消に向けての取り組みも続けられています。誰もが安心して暮らせる人権文化のまち河合町をアピールしてほしいと願っています。河合町として、この法律に対してどのように受けとめておられますか、お聞かせください。また、相談体制の充実、教育・啓発の推進、実態調査に関しての今後目指す方向性があればお聞かせください。

再質問につきましては、自席で行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、1点目の中学校の部活動と2点目の教職員の勤務時間オーバーについて、お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、部活動につきましては、文部科学省から休日を設けるなど部活動の負担を軽減することとして通知が出されていることを受けまして、校長会などを通じ、各小中学校に周知しているところでございます。

第1中学校は、以前から毎週月曜日6時間目をきらめき教室と称しまして、学習の時間に充て、その日を部活動の休日としております。第2中学校につきましては、以前は休日を意識していませんでしたが、今年の2月に、少なくとも週1日以上部活動の完全休日を設定しますという旨の文書を保護者宛てに通知しました。このように、河合町では教職員、児童生徒の負担の軽減に努めているところでございます。

2点目の教職員の勤務時間オーバーでございますが、教職員のオーバーワークにつきましても、国や県から通知が出されているところでございます。現実には、小学校であれば翌日の授業の準備、中学校であれば部活動と、熱意のある先生方が多く、多忙な現状を把握しております。学校の管理職も部活動の休日を設けるなど、教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましても、学校長に対しノー残業デーを設けるよう指示を行っているところです。今後も教職員の多忙の解消に向け働きかけ、勤務状況の改善に努めてまいりたいと考えております。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村生涯学習課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 私のほうからは、3つ目の人権教育・人権施策の充実について回答させていただきます。

部落差別の解消の推進に関する法律が昨年12月に公布、施行された背景には、若年層の部落差別、同和問題に関する知識不足や無関心が顕著であること、またインターネットによる新たな部落差別が起きていることから制定されたと考えております。

このことから、町といたしましては、部落差別解消推進法は大変意義のある法律だと捉えております。

続きまして、相談体制の充実についてですが、それにつきましては、人権擁護委員の皆さんによる人権相談や生涯学習会においても、同和問題を初め、あらゆる差別について相談を受ける体制をとっております。

次に、教育の推進に関しての取り組みといたしましては、教育委員会主催の人権学習講座や県内の人権にゆかりのある地に赴いてのフィールドワークの開催、また県や郡と共同での学習会や講演会を開催することで、部落差別を初めとするさまざまな人権問題に対する正しい認識と理解を深めるよう努めております。

啓発活動につきましては、河合町人権・同和問題啓発活動推進本部が主催します差別をな

くす町民集会や街頭での啓発を実施しております。

最後に、国の責務として行う実態調査につきましては、国からの要請があった時点で協力をしてまいりたいと考えております。また、今後もこれらの取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） そしたら、再質問をちょっといたします。

初めに、中学校の運動部活動についてです。

今、教えていただいたように、第1中学校では長年月曜日を部活動の休みにしているというところで報告がありました。ちょっとお聞きしたいのは、そのことについて、子供たち、それから保護者からのそういう反応というか問い合わせ等があるのかないのかという点です。

それから、1中の取り組みは、日本のというか、国内の今最先端やというか、これを解決しなさいということで文部科学省から出ているんですけども、既にもうそういう取り組みをされているということで、今後、そういう情報発信というか、しっかり河合町としてはやっていますみたいな、そういう情報発信をしていくべきかなと思っています。その2点について、ちょっと後でお答えください。

それから2つ目、小学校、中学校の教職員の勤務オーバーについてです。

ノー残業デーについてなんですけれども、近隣の市町村では、校長名でというか、保護者にプリントを配布して、例えば水曜日をノー残業デーにするというか、そういうようなこともされていることをちょっと聞いています。河合町についても、先ほど校長会とかそういう中で議論を深めているということをお聞きしましたけれども、方向性としては小学校もそういう方向で考えておられるかどうか教えていただきたいと思います。

それから、3つ目のところで、人権教育・人権施策の充実についてなんですけれども、先ほど人権擁護委員さんの話もありましたけれども、例えば今、外国から来られている方とか、障害を持っておられる方、いろんなそういう差別に遭うというか、そういう場面も出てくると思いますが、どこで相談、どこへ行けばいいのか、簡単なことなんですけれども、どこに行って、窓口として相談していただけるのか、それだけちょっと教えてほしいと思います。

よろしく申し上げます。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 部活動についてなんですけれども、保護者の方の反応というか、1中に限ってはかなり以前からされていますので、もうそれが常になっていますので、保護者はそれが当たり前ということで特に反応はないところです。2中につきましても、先月文書を配ったところ、特段なぜ休日にするんですかというような反応もなく、受け入れていただいているものだと思っております。

それと、ノー残業デーなんですけれども、各学校それぞれ苦慮されているところです。先生方は熱意があるということで、帰りなさいと言っても、なかなか自分の仕事があるもので帰れない状態だと思うんですけれども、学校としてノー残業デーを今後設けていきたいというようなことは、それぞれの学校で検討されているところです。

○生涯学習課長（上村欣也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） 先ほど議員、ご質問の外国のとか障害者の差別の問題、それ以外にも同和問題とか、DVの問題とかいろいろございます。それにつきましては、生涯学習課のほう窓口になっておりまして、中央公民館の方へ問い合わせただければ、相談させていただきます。

以上です。

○3番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3番（清原和人） それから、最後にちょっとお聞きしたいのは、先月でしたか、3月号の広報かわいで、人権を確かめ合う日の取り組みの発表ということで、河合3小のそういう取り組みが広報に掲載されておりました。ほかの各校ではどのような取り組みをされているか、もしわかっていたら、ちょっと教えてほしいと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 各学校それぞれ取り組みを行っております。

それぞれ人権教育の推進計画のようなものをつくりまして、年間通してカリキュラムを作成したりということで、部落差別を初めとする人権問題にそれぞれ取り組んでいるところです。

3小については、先日広報に載ったんですけれども、同じような形で2小も1小も1中も

2 中も取り組んでいるところでございます。

○3 番（清原和人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 清原議員。

○3 番（清原和人） 今、言っていただいたように、ゆとりのあるそういう教育環境をつくってもらおうということと、それから、人権文化の花が咲くというか、人権文化のまち、とにかく安心して暮らせるというか、そういうまちになってほしいと思っております。

とにかく、温かいそういうファミリーというか、家族が河合町にある。それから、温かい学校、それから温かい地域になって、人に優しくというか、やっぱり活力ある河合町につながるように願っています。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、清原和人議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 2 番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願ひます。

○8 番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（8 番 池原真智子 登壇）

○8 番（池原真智子） 議席番号8番、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、今年2月に提出され、来年4月に施行予定の地域包括ケアシステム強化法案についてお聞きします。

言うまでもなく、この法案は2014年、平成26年制定の医療介護総合推進法に基づいて打ち出されたものであり、65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人と想定されている2025年を見据えての法律です。

それは、年々肥大化する介護保険や医療をいかに持続可能な制度としていくかを目指したものだと言われており、例えば要支援1、2を訪問介護、デイサービスから外す、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上にするなどの改正を行いました。また、公的サービスだけでなく、NPOや自治会が提供する生活支援サービスの実施を決めたのを初め、所得に応じてサービス利用時の自己負担を1割から2割に引き上げました。

この推進法を基本としながら、今回地域包括法案が提出されたもので、具体的にはサービス時の自己負担を所得に応じて2割から3割に引き上げるのを初め、40歳から64歳の介護保険料を総報酬制に変更するなど、全体として国民の負担が増加していく方向にあり、これから先も加速する可能性も大いにあるのではないかと考えています。

一方、保険者である市町村の機能強化や医療・介護の連携、地域福祉計画の策定など、自治体の取り組みや責任が一層求められることになっています。そうした意味から、町としての考え方、取り組みが住民生活に大きく影響を及ぼすことから、このたび質問を行うことにしたものです。次の質問についてお答えください。

1つ目に、町として地域包括ケアシステム強化法案が提出された背景、経過はどのようなものであるか考えておられますか、お示してください。

2つ目に、その上でこの法案の目指すもの、また主な内容にはどのようなものがありますか、明らかにしてください。さらに、それについての町の考え方をお示してください。

3つ目に、先ほども指摘しましたが、この法案では自立支援、重度化防止に向けた保険者、すなわち町の機能強化がうたわれています。その具体的な内容及びそれについての見解を明らかにしてください。

4つ目に、また、医療と介護の連携強化も求めています。町の取り組みと方向性をお示してください。

5つ目に、これも指摘しましたが、サービス時の自己負担が所得に応じて3割となる人や40歳から64歳の保険料が総報酬制となります。3割負担となった場合の現時点における対象人数と全体に占める割合、また、保険料が総報酬制となった場合の平均額と現行の差額を明らかにしてください。また、その際、周知方法はどのようにされようとしているのか教えてください。

6つ目に、今後の町としてのタイムスケジュール及び具体的な計画、取り組みはどのようになりますか、また、その際、医療介護総合推進法で示された町の役割についての総括がぜひ必要だと思います。具体的にお示してください。

大きく2つ目に、通学路及び学校の安全対策について質問します。

ご承知のとおり、子供たちが被害者になってしまう学校登下校中の事件、事故は後を絶ちません。学校ではいじめ、体罰、アレルギーなどの給食問題、生徒指導上の、例えば校門圧死事件に示される事故、不審者による暴力、部活での事故、教師の性虐待事件、災害など数え上げれば切りがありません。登下校では、これに加え交通事故という被害もあります。

時には最も悲惨な結果を招くかもしれないこうした問題を未然に防いだり、被害を最小限に抑えるには、子供を取り巻く全ての大人の連携した取り組みが何よりも求められているかもしれません。2001年の大阪教育大附属池田小学校や2005年の寝屋川市立小学校の教職員殺傷事件などの多大過ぎるとも言える犠牲の上に、ようやく全国的に安全対策が語られるようになってきましたし、昨年には、学校事故対応に関する指針が文科省から公表され、そのガイドラインが示されたところです。河合町でも決して他人事では済ませてはなりませんし、学校の先生だけでなく、保護者、地域の大人たちが一つになってこそ、子供たちを事件、事故から守ることができますし、そのために取り組みを進めなければなりません。そうした立場から、次の質問を行います。

1、町としての通学路及び学校における危険度チェックはされていますか。されているとすれば、そのチェックリスト、チェック方法、その結果どうだったのかを明らかにしてください。それと同時に、安全対策の考え方及び具体的な中身についてお示してください。

2つ目に、ここ数年の町内での子供の登下校、または学校内での事故、事件の発生件数とその内容についてお示してください。

3つ目に、先ほど申し上げたとおり、文科省が示した学校事故対応に関する指針についてその内容を明らかにしてください。また、それに基づけば、町はどのような取り組みをしなければならないのか具体的にお示してください。

4つ目に、この際、町として明確な方向を示すべきだと考えます。子供の安全・安心確保のための指針を独自に策定すべきだと思いますが、その考え方と方向性を明らかにしてください。

再質問があれば自席にて行います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に関しまして、6つのご質問をいただいておりますので回答させていただきます。

1つ目としまして、この法案が提出された背景ということでございます。

地域包括ケアシステムの構築におけます目標の年度としましては、2025年、平成37年とされてきておりますが、全国的、また河合町におきましても、2025年以降も介護の需要は増加し続けることが予測されます。

また、担い手となります生産年齢人口も減少し、サービス提供体制の維持におきまして、さまざまなリスクが発生し、団塊の世代が75歳から85歳以上になられる時期に、疾病リスクの高まりや死亡者の増加など、人生の最終段階における考え方の再整理やみとり体制の方法について、具体的な検討、整備が必要となってくるというところで、自治会単位によります地域マネジメントの地域の実情に合わせて行っていくためにも、提出されたものと考えております。

2つ目の主な内容としまして、この法律の内容としましては、高齢者の方の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することを配慮して、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにということが主な内容だと考えます。

町としましても、この法律と同様に考えまして、地域包括ケアシステムの構築を進めていきたいと考えております。

3つ目の法案での保険者の機能強化、具体的な内容等についてでございます。

保険者の機能強化とは、住民の方の自立支援、重度化防止に向けた取り組みの推進を行うことと考えているところでございます。具体的には、国から提供されますデータにおきまして、地域分析を行い、自立支援、重度化防止への取り組みを事業計画に盛り込み実施していく、そしてデータ分析は介護保険の担当課、福祉政策課で行いつつ、現場では地域包括支援センターが住民本人さんの自助力と主体性、家族また近隣の支援であります互助を活用した自立支援型の包括ケアシステム会議等を開催して、重度化防止、自立支援に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。そしてまた、住民の方が在宅で生活が維持できるようにということを考えていきたいと考えています。

4つ目の医療、介護の連携強化、町の取り組みと方向性というところでございます。

医療、介護の連携強化ということで、この法律案の中には、新たな介護保険施設としまして、今後、増加が見込まれます慢性期の医療、介護ニーズへの対応のために、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れやみとりターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設の創設が求められております。具体的な人員配置や介護報酬、設置基準等はまだ国のほうで審議中なので、町としましても今後の情報を注視していきたいと考えているところでございます。

また、町の取り組みとしましては、現在、医療、介護の連携というところで、町医師会、町内事業所の協力を得まして、連携会議を開催させていただいております。連携を必要とす

る、また介護支援専門員さんのスキル向上を目指しまして、介護支援専門員の研修会をおおむね月1回開催し、また地域ケア会議を実施し、問題解決に努めているところでございます。医療、介護の連携としまして、また町としましてICTを利用して、すな丸ネットワークというシステムを導入させていただいて、県下で先駆けて取り入れ、連携を図っているところでございます。

5つ目の自己負担が所得に応じて3割になる人、そして総報酬制というところの人数等でございます。

介護サービスの利用料の負担割合が2割に今現在なる方がおられます。その方に対する通知方法としましては、個人通知させていただいております。そして、負担割合証を発行させていただいております。人数的には、28年度では192名の方が2割負担になっておられまして、利用者のうちの15.6%が2割負担になっている現状です。そして、3割負担になるのは30年8月1日施行だというふうに言われておりますが、今年度の割合で見ますと、3割負担になる方は2人の予定でございます。

総報酬制につきましては、各医療保険者が加入者に応じて介護納付金を現在負担していただいておりますが、報酬額に比例した負担とするものの変更でありまして、導入によります影響を受ける全国の被保険者数は、負担減となる被保険者は約1,700万人、負担増となる被保険者は約1,300万人と推定されているところでございます。そして周知につきましては、医療保険の各保険者が実施していただけるものと考えております。また、介護保険の私らのところでも、広報等で周知していきたいというふうに考えているところでございます。

そして、6つ目の町としての具体的な計画、取り組み、医療介護総合推進法で示された町の役割、地域包括ケアシステムの構築についての総括等についてでございますが、河合町におきましても、地域包括ケアシステムとは、地域が主体的にみずからが地域課題を解決し達成できる状況を構築しまして、高齢者等が家族や地域に見守られながら、住みなれた住まいで安心した生の全うができる状況を構築する、そのためには、各分野の専門職が連携した仕組みをつくり、地域の中のシステムを構築することと、地域住民主体のインフォーマルシステムの融合が必要であるというふうに考えております。そしてまた、達成するためには、医療、介護、予防、生活支援、住まい等の環境要素の充実が必要だと考えて、多職種の連携も行っているところでございます。

また、第7期の介護保険事業計画をこれから策定していきますので、そこに盛り込みまして、段階的に評価、見直しを図りながら、構築に向けて進めていきたいと考えているところ

でございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、2点目の通学路及び学校の安全対策についてというところでございますが、その中で、1つ目の町としての通学路及び学校での危険度チェックと安全対策の具体的な内容につきましては、通学路の危険箇所につきましては、PTA及び学校から要望をいただき、随時点検し、すぐに改善できるものは即時対応し、看板の設置や道路の白線を引くなど教育委員会ではできないことは、安心安全推進課やまちづくり推進課など関係部署と連携しながら対応しております。

また、平成26年2月には河合町通学路交通安全プログラムを作成し、必要な場合、随時教育委員会だけではなく、警察や道路管理者などの関係機関が集まり、危険箇所の点検を行っております。

学校内でのチェックにつきましては、各校がそれぞれ安全指導計画や災害発生時また事故発生時における対応のマニュアルといった危機管理マニュアルを作成し、児童生徒の安全確保に努めております。

2つ目のここ数年の町内における子供の登下校または校内での事故、事件の発生件数とその内容でございますが、登下校時または学校内での主な事故は、小学校におきましては、休み時間中に起こる転倒や衝突による負傷、登下校時にはふざけ合って起こる事故などがございます。件数は、小学校で年間約50件ほど発生しております。また、中学校におきましては、件数は年間約60件で、クラブ活動中のものが多く、激しいスポーツになりますと捻挫や骨折になる場合もございます。ここ数年は、重大な事故の発生はございません。

3番目、文科省が公表した学校事故対応に関する指針についてでございますが、国の学校事故対応に関する指針につきましては、5つのポイントから成っております。

1つ目は、事故発生の未然防止のための取り組みでございます。これは、教職員の研修の充実、マニュアルの整備、緊急時対応に関する体制の整備、保護者や地域住民、関係機関との連携などが規定されております。

2つ目は、事故発生後の取り組みです。事故発生直後の応急手当てなどの対応や保護者への連絡、学校設置者、町に当たりますが、事故報告、基本調査の実施、マスコミ、保護者への対応などがございます。

3つ目は、調査の実施です。学校が実施主体となり基本的な調査を実施し、1週間以内を

目安に行い、解決が見られない場合は、学校設置者が主体となり調査委員会を設置し、さらに詳細な調査を実施します。この場合は、報告書を作成し、これを公表します。

4つ目は、再発防止策の策定、実施です。学校及び学校設置者は委員会から報告の提言を受け、速やかに具体的な措置を講じ、県教育委員会を通して国へ報告します。

5つ目は、被害児童生徒等の保護者への支援です。被害保護者への丁寧な説明、児童生徒、保護者、教職員に対する心のケアの実施、また場合によっては、学識経験者などコーディネーターによる事故対応支援を実施するものとなっております。

町の取り組みは、各学校では、先ほど言いました事故発生時のマニュアルなどの危機管理マニュアルを作成し、事故に対応しております。教育委員会も事故発生時におきましては、学校に対し指導、助言を行っております。

この際、町としての明確な指針を示すべきではないかというご質問ですが、町の指針につきましては、国の指針がかなり細部にわたりつくり込まれていまして、対応に関する事項が網羅されていると感じますので、この国の指針を準用し町の方針とし、方針の趣旨がよりわかる形で概要版のようなものを作成したいと考えております。また、各学校のマニュアルにつきましても、スムーズに対応が行えるよう、さらに精査を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 1つ目の地域包括ケアシステム強化法案について、今、辰己課長から答弁がなされたわけですが、1つは、2番目です。主な内容について、自立支援と重度化防止を目指している、この法律は。ほんで、その中で必要な人に必要なサービスが行きわたるよという目標を持っているということでご回答があったんですけども、町として必要な人、必要なサービスというのはどういうふうに捉えられているのか、ひとつ教えてください。

それから、3つ目の保険者の機能強化についてなんですけれども、自立支援と重度化防止、これも一緒なんですけれども、ほんで、国からのデータをもとに具体的に組みんでいきたいという回答があったんですけども、その国からのデータというのはどういう中身で、いつどのようにおろされるのか、そして、その中で町の役割はどんなふうになっていくのかを教えてください。

それから、4つ目の医療と介護の連携の問題で、町医師会と連携をしていると。ほんで、具体的にどんな連携をされていて、ポイントは何なのかについて教えてください。それと、すな丸ネットワークという回答があったんですけども、その具体的な中身について再度お答えを願いたいと思います。

それから、5番目の3割の人になれば今現時点で2人という回答だったんですけども、それでいいんでしょうか。ほんで、広報などで周知をしていくということなんですけれども、この2人に限っても個人通知はされるのかどうか教えてください。それと、総報酬制に変わった場合、増える人が、課長たしか1,300人と言われたんですけども、それで合っていますか。再度お答えを願いたいと思います。

それから、6番目の医療介護総合推進法の総括の中で、地域住民やNPOが主体になって専門家と連携して取り組んでいくというケアシステムをつくっていくということでお答えがあったかと思うんですけども、今の新しい法律もそうですし、前の医療介護総合推進法でも一緒ですけども、このNPOや自治会などの地域住民を巻き込んでという方向がどちらも示されているんですけども、うちの河合町としてそういう実績があるのかどうか、どれぐらいの数があるのか、どのような取り組みをされているのか、お答えを願いたいと思います。

それから、通学路と学校の安全対策なんですけれども、危険度チェックについてはそんなモデル的なものがあるのかどうか、ほんで、それに基づいて、例えば、私、以前にもここで質問させていただいたことがあるんですけども、学校の先生や子供や保護者の方や地域の人と一緒にそのチェックをするという取り組みはあるのかどうか教えてください。

それと、2つ目の町内で起きた事件、事故を教えてくださいという質問の中で、課長がけがだけをおっしゃったんですけども、私、先ほどの質問の中で、そういうくくり方だけではだめなのではないかと、子供にとっての事件、事故というのは。もちろん災害とか交通事故は含まれますけれども、例えばいじめ、体罰、ほんで給食のトラブル、生活指導上のこと、それから不審者の暴力とか、ほんで教師による虐待も含めて、性虐待ですね、これも含めて何件かというのをお聞きしたいので、そのことをもう一度再回答願います。

それから、河合町として指針をつくるべきではないかということで提案した中で、国の指針を町の指針としていきたいというお答えがあったんですけども、その概要版というのを出す予定で、それは今すぐにどんなかというのは考えられないでしょうけれども、例えばどんなふうにしようとしているのか、ほんでもう一つ、河合町安心で安全な町づくり推進

計画というのがありますね。その中に、子供の安全対策というのも1項目あるんですけども、本当にさらっと流されて、今の時代を反映していない中身だと思うんで、せめてそこにも入れるべきだと思うんですが、その点について、もう一度再回答をお願いします。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうから、住民の方の必要なサービスというところですが、個人個人必要なサービスは違ってくるところがございまして。そして、それは地域包括支援センターとかケアマネさんとかいろんな方と相談されて、その方に合ったサービスを利用させていただきたいと。例えば、その方が家事とか買い物とかちょっと難儀してんねんというところがあったら、やっぱりそれに対応できるようなサービスを考えて利用させていただきたいというところで、個々違うんですけども、そのようないろんな話を聞きながら利用させていただきたいというふうに考えております。

そして、国からのデータを利用してというところなんですけど、見える化という、今の国のほうのデータのシステムがございまして。そして、それは各保険者の給付費等が全部国のほうへ上がってきまして、そのデータを利用していろんな河合町の状況とか、近隣の市町村の状況等も把握できますので、それをもとにしてデータ分析して、河合町に合った介護保険の中身を考えていくというものと理解しております。

そして、医療と介護の連携というところで、これは退院マニュアルとかというのを奈良県と町医師会、県の医師会、7町と連携しながら、今退院したらどのようにサービス、医療から介護にうまく橋渡しできるかとかという退院マニュアルというのをつくっております。それで、河合町内では、すな丸ネットワークということで、お医者さんの情報をケアマネさんとか事業所さんが見えるように、例えば褥瘡がある方やったらどんな介護をしたらいいかとか、やっぱり医療的な意見も取り入れながら介護をしていくというところが必要だというところで、そこら辺の連携が、今、そのすな丸ネットワーク、画面に映ったりとかもしますので、そういう情報を共有できるものだというものです。

そして、3割負担の方の人数ですが、今年度の所得状況を見ますと、2人ということで間違いございません。そして、被保険者の数として負担増になる被保険者は1,300万人、これは全国で見た中ですので、1,300万人が負担増、そして負担減が1,700万人ということでございます。

そして最後に、町の実績というところですけども、現在も地域包括ケアシステムという

取り組みの中で、包括支援センターを中心にいろんな事業とか取り組みをさせていただいております。そしてその中で、例えば運動機能強化、地域へ出て行って、しゃきっと教室等々をさせていただいております、住民の方も参加していただいて、自分のやっぱり健康は自分らで考えていくという、そういう認識を持っていただくように進めていっておりますので、住民の方もそういう認識をしていただいているところだというふうに考えているところです。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） まず、通学路の安全点検でございますけれども、今、通学路、交通安全プログラムというのを作成しております。ここには、地元の方や保護者の方も入っていただいて、それで皆さん寄って安全を確認して危険な箇所は解消していこうということで、毎年、大体年1回ずつなんですけれども行っております。

事故発生の件数、いじめとかの話ですけれども、いじめの件数につきましては、子供のことでいじめはないとは言えないんですけれども、大体10件前後、28年度12月までで7件報告を受けています。27年度は8件ございます。体罰につきましては、頻繁にはないんですけれども、数年に1回程度起こっています。あとアレルギーの事故なんですけれども、これもあってはいけないことなんですけれども、作業をするのが人間でございますので、年に1回、2回は起こっております。

あとは、指針というか方針につきましてはなんですけれども、我々考えているのは、一目でわかるような形にしたいなど。長い文章を読むんじゃなくて、ぱっと見てわかるような形のフロー図のようなものをつくりたいと考えております。

以上です。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） ケアシステム強化法案について、もちろん必要な人に必要なサービスというのは、個々人にケースが違いますからもちろんそうなんですけれども、何かバラ色みたいな回答ではなくて、地に足がついた回答をいただきたいんです。

必要な人に必要なサービスが行きわたっているかといえばそうではないので、皆さん不満をお持ちの方もいらっしゃると思うので、その点もう一度お答えを願いたいのと、それから、国からのデータをもとに町の役割をつくっていくということなんですけれども、分析という

か、タイムスケジュール的にはどういうふうになるのか教えてほしいのと、ほんで、河合町だけを抽出してデータがもらえるのかどうか、その辺も教えてください。

それから、お医者さん等の連携、いつからこのすな丸ネットワークというのは取り組まれてきたのかと。ほんで、メリットというか実績。当事者の人にとって、どういうふうな効果があったのかということをお教えしてほしいと思います。

それから、最後の総括なんですけれども、私が聞いたかったのは、地域包括支援センターの取り組み報告、今ありましたけれども、地域住民が主体になってという部分の取り組みがどれぐらいあるのかをお聞きしたかったので、その点についてよろしくをお願いします。

それから、通学路と学校の安全対策なんですけれども、課長、いじめ、体罰等を今報告いただいたんですけれども、教育委員会として、事件、事故の枠の中にその辺が入っているのか、概念として。ほんで、国の指針の中にその概念が入っているのかも含めて、再度お答えを願いたいというふうに思います。

それから、概要版の回答あったんですけれども、町の安心安全推進計画の中に教育委員会として盛り込むべきことはないのかどうか、その点について再回答をお願いします。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 必要なサービスは住民さんにとって満足できるものでもないものもあるという議員のご意見、もちろんそのようなものもあるかとは思いますが、一応、介護保険の中の利用サービスになるというところで、保険制度では適用できないサービス等がございます。それはそれとしまして、今度、総合事業のほうで住民主体のいろんなサービスを考えていこうというところで、近隣の住民の皆さんとかNPOの皆さん、民間利用等々で補っていったらというふうに考えているところでございます。

そして、国からのデータの役割というところで、河合町の給付状況とかそういうデータはもちろん見られます。近隣のものも見れますので、近隣の市町村等を比較というところも可能なデータのシステムというふうになっているというふうに思います。

そして、すな丸ネットワーク、たしか27年度からしているというふうに思っております。そして、この中身は、やっぱり今まではケアプランをつくるにしても、ケアマネさんがそういう医療の知識、どんな医療をされてきて帰ってこられたかという情報がございませんので、やっぱり医療と退院とかされてきて介護するにはそういう状況がわかれば、やっぱり介護のどんなサービスを利用したらいいかとかというのがわかりやすいというところで、そのすな

丸ネットワークというのを町内お医者さんにシステムを入れさせてもらって、事業所さんと本人さんの状態をお互いに把握できるようにというところで、このネットワークを入れさせていただいたところでございます。

そして、地域住民の取り組みというところなんですが、これは、先ほど言いましたしゃきっと教室、初めは町の包括支援センターの職員が地元へ行って、1年間指導等を行ってきておりますが、やっぱりそこへずっと行くわけにはいきませんので、それで各地域へも出ておりますので、やっぱり自主的に住民の方がリーダーとなって、いろんな自分らで自分らの健康体操をしようというところで、進めさせているところでございます。

そして、地域の取り組みというのは、ニュータウンのある地域には、認知症カフェを開催していただいているというところがありまして、そこには包括支援センターとか町の認知症のグループホームさんの協力を得ながら、自主的にそういう認知症の方の対応とかという認知症カフェを開いていただいているというところが現在の実績かなというふうに考えているところです。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） すみません、1つ漏れておりました。安心安全推進計画についても、当然連動した形でと考えております。

それと、事故につきましては、いじめ以外にも事故に当たるかどうか、不登校、また虐待についても随時報告を受けておりますし、年間通して統計もとっているところでございます。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 国からのデータにこだわって申しわけないんですけども、それがいつ出で、データがいつ出されて、ほんで分析はいつされるのか、タイムスケジュール、方向としてどういうふうになるのかをするのがいつなのか教えてください。

それから、すな丸ネットワーク、大変よい取り組みだと思っておりますけれども、総括をされたのか、27年、28年での総括で効果があったのかどうか、何人ぐらい対象者がいたのかどうか教えてほしいと思います。

それから、最後の住民主体の取り組みなんですけれども、例えば医療介護総合推進法では、自治会、NPOは生活支援サービスを行うとか、これから地域支援事業を行政と一緒にやるかとかというふうな方向が出されておりましたけれども、その点については、取り組みが河合町

であったのかどうか教えていただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会なんですけれども、国の指針の中に、先ほど私が申し上げたいじめ  
なりが概念として入っているのかどうか、ほんで、町教委としては、その概念が事件、事故、  
子供の安全対策という中身に含まれているのかどうかをお聞きしたかったんですけれども、  
その点はどうですか。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 介護の包括ケアのタイムスケジュール、これにつきましては、第7  
期の計画が平成29年度につくらなければなりませんので、その段階で国のほうからその辺の  
データが出てくると。それをもとに、7期の計画をつくっていくというふうになるというふ  
うに思います。

それと、次のすな丸ネットワークの総括、これにつきましては、デメリット、メリット、  
これは両方でございます。先ほど課長が説明していますように、メリットとしましては、お  
医者さんとそれから介護をやっておられる方がコンピューターをもちまして、瞬時にやりと  
りできる。それは、今、便利なもので、写真ですぐにデータを送りながら、お医者さんの指  
示を受けながら、例えば先ほど言いました褥瘡なんかの対処をどうするのかというようない  
面がございます。ただ、デメリットとしましては、今度はお医者さんのほうから言います  
と、作業が大分と複雑になると、多くなるというようなデメリットもあると。その辺をどう  
いうふうに克服していくのかなということを今検討している最中でございます。

それから、最後に、共生の取り組みというんですか、これにつきましては、以前から河合  
町もアプローチをしております。なかなかすぐには答えは出ないんですけれども、先ほど課  
長が言いました認知症カフェなんかもそうなんですけれども、それと、先ほど課長も言うて  
いますようにしゃきと教室、これにつきましては、多分県下では河合町ともう1カ所かな  
というふうに思っているんですけれども、そういう運動機能の予防事業、これを地域に出て  
いっているというのは河合町が一番最初でございます。その中で、地域住民の方の中でこれ  
を継続していこうという取り組みが、今もなされているということで、今後ともそれをやっ  
ていくというふうには考えております。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 国の指針の中には、いじめに限っては特段触れられていません。

想定されているのがさまざまな事故ということで、不審者による児童への傷害とか、自然災害などが想定されておりまして、いじめに対しましては別でいじめ防止対策方針というのが国もありますし、町も策定しておりますので、そちらのほうでの対応となると考えております。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 地域包括のケアシステムについて、今、部長からお答えをいただいて、タイムスケジュール的には7期の計画を立てるときに盛り込んでいきたいというお答えだったんで、どんなデータか、ちょっと私もわかりませんが、具体的に出た時点でまた教えていただけたらなというふうに思いますので。

それから、すな丸ネットワークでメリット、デメリットお答えありましたけれども、もちろん瞬時にその人の、患者さんの容態がわかるということはよいことだと思うんですけども、何人ぐらい27年、28年にいらっしゃったのか、ほんで、要は効果的な使われ方をしているのかどうかを私のほうでお聞きしたいのと、ほんで、地域住民主体の生活支援サービスとか地域支援事業について、今、認知症カフェとかしゃきっと教室とかいうご紹介がありましたけれども、ここで言っているのとちょっとずれるかなという感じがするんで、その方向性について明らかにしてもらいたいなというふうに思います。

それから、教育委員会のほうについては、国の指針では、先ほど私が述べましたような中身は入っていないけれどもということなんですけれども、概要版をつくるに当たって、町の教育委員会としての概念として、どこまでの範囲を想定しておられるのか教えていただきたいんです。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） タイムスケジュールというか、データですね、これにつきましては、まだ具体的に国のほうも示しておりませんので、できた段階でお知らせしたいというふうに思います。

それから、すな丸ネットワーク、これにつきましては、今試行段階ということで、町の医師会の先生方等をお願いをしながら増やしていつているということでございます。これについて、効果的に利用されているのかというご質問なんですけれども、例えば先ほど言いました医療機関と事業所だけでなしに、例えば薬剤師さん、薬局の方もその中に登録していただいています。どういう形で、例えば薬を配置しているのかとか、どういう形で飲んでおられる

かとか、そういうような部分も含めましてやっておられます。

それに協力していただいている住民の方、ちょっと詳しい人数は今ないんですけれども、数名の方が今利用されておりまして、例えば1名の方に対しまして、事業所、それから医師会、医師の先生、それから薬剤師さん等の方が10名とかいう形で、それをお互い共有していくというような形になっておりますので、お互いその辺の情報交換をすぐできるというようなメリットがあるというふうに思っております。

それと、最後の地域共生の件なんですけれども、ちょっと今、河合町の部分について具体的に説明させてもらったというところでございます。今、強化法案の中では、基本的には地域住民のいわゆる元気な高齢者の方がその辺を、例えばサポートしていくとか、そういう体制をつくりなさい。それともう一つは、これが高齢者の方もこれから障害を持ってこられるということもありますので、その辺で言いますと、障害と介護の共有というんですか、そういう部分を地域の中でつくっていかなければならないとか、というふうな考えでこれから進めていかなければならないというふうには思っております。

○教育部長（井筒 匠） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 井筒部長。

○教育部長（井筒 匠） 学校の事故対応ということで、ご質問いただいているんですけれども、まず、議員お示しの国の方針、本当に細かいところまで作り込まれていまして、これはもう既に管理職にも配っておるところです。

これ以前に、教育委員会としては、学校と教育委員会と、よく教育委員会は何やるねんと言われるんですけれども、まず、要するに共通認識は、まずする。何かあったらすぐに報告をすることはもう口が酸っぱくなるほど言っています。その上において、当然こういう方針もそうなんですけれども、今までもできるだけ未然防止、あるいは早期対応ということも含めて、学校とは連携したつもりなんで、それに沿って、この方針については非常に、課長も言いましたように、かなり細かく作り込まれておりますので、これを基本に、概要版と言いましたけれども、できるだけ共通認識をできるような形のを学校と我々で共有する。あるいは保護者にもそういうものをお示しできれば、もっといいのではないかなというふうに思っています。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○8番（池原真智子） 最後で、これで終わりますけれども、地域ケアシステムのほうについ

では、一番ポイントが地域住民、NPOを巻き込んで行政と協働してやっていくというのが大きな流れになると思うんで、その辺、今の取り組みだけに安住せず、どう住民を巻き込んでいくかというところを、再度、会議があればその辺のことをきちっとまとめていただきたいのと、すな丸ネットワークも広げていただくというか、例えば、私よくわかりませんが、内科医さんとか外科医さんとか入っていると思うんで、そこに歯医者さんが入るとかというふうに広げていってもらって、個人の状況がすぐ瞬時にわかるというふうな、その辺もお願いをしときたいと思います。

それから、教育委員会、概要版のことなんですけれども、もう一度概念を整理していただきたいと思うんです。ほんで、国が言っているのが全てではないので、河合町的にはどういう課題があるのか整理しながら、その概要版に盛り込んでいくとか、町の安心安全町づくり計画の中に入れ込むとかというふうに、ぜひしていただくのをお願いしまして、私のほうからの質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、池原真智子議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 森 尾 和 正

○議長（疋田俊文） 3番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） 議席番号7番、森尾和正が一般質問いたします。

5つの項目を質問させていただきます。

1 番目に、財政について。

行政マンは住民がいかに快適に過ごせるか、住民のためのことだけを考えるのが行政マンの仕事です。しかし、この29年度予算、財政健全化計画、住民の生活を犠牲にした計画です。敬老会の開催中止や町民体育大会の休止、町民プールの廃止、これは住民に犠牲を負っています。さらに、町バスの廃止なども検討されています。

しかし、犠牲があっても、この犠牲では僕らは住民に合わせる顔がありません。住民に犠牲を求めるならば、経常収支が来年からようになるといふのであれば、顔見せできます。ところが、今後6年間経常収支は100を超えてますます悪化します。これでは、住民に合わせる顔がありません。

平成29年度の予算、敬老会開催中止、町民体育大会の休止、町民プールの廃止、そして町バスの廃止なども検討されています。それに、障害者年金の削減、これからますます住民にしわ寄せが来るのがずっと財政健全化計画に載っています。

行政マンは経費を徹底して安くして、住民のために事業を継続して頑張るのが仕事ではないでしょうか。民間では、お客様のサービスをやめたら客は来ません。

将来の人口減少に伴う経済産業活動の縮小や税収入の減少、そして高齢化の進行から社会保障費の増加も見込まれます。財政はますます厳しさを増していきます。また、厳しい財政状況の中、高度成長期に建設された公共施設や道路、上下水道といったインフラの老朽化問題の対応も、これから必要となってきます。しかし、平成29年度予算は6億何ぼ増額しています。多額の起債で賄われる予定です。住民サービスも考えた長期的な財政計画は考えられておられますか、町のお考えをお聞かせください。

2 番目、小中学校のいじめ問題。

最近、全国でいじめによる自殺、殺傷事件などが多発しています。いじめの防止等は全ての学校、教職員らがみずからの問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題です。

いじめをなくすため、日ごろから深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要です。ある調査によると、小学校教師の70%、中学校教師の93%が学校生活の中でいじめを認知しています。教師のほとんどがいじめの指導に難しさを感じ、危機感を抱いています。危機感を抱いている人が8割以上に上っています。いじめの指導をめぐっては全校体制による指導が重視されていますが、学校全体で解決しようとした経験のある教師のほうが少ない状況です。

教師にだけ負担がかかっています。我が町では、学校としてどのように取り組み、教師に対してどのような指導をされていますか。

中学校の不登校について。

この質問は、「河合第2中学校は不登校いっぱい、今、小学校6年やけど河合2小にいてるけど、2中に行くの不安です」、そういう声を聞きました。それで、僕も調査してこの質問をします。

全国的に中学生の不登校が増加しています。河合町の中学でも最近不登校の生徒が増え、父兄の方々が不安を持っています。中学生になると、不登校のリスクは大幅に増します。文部科学省の2013年度の調査によると、全国で9万5,181名です。小学校時代は6年生で8,000名、ところが中学校になると1年で2万5,000名、2年で3万8,000名、3年で4万2,500名まで増加。中学校の3年間は不登校に満ちた危ない時期です。

河合町では、学校として、不登校に対してどのように考えられていますか。教師に対してどのような指導をされていますか。校長のリーダーシップのもと、教職員がそれぞれの役割について相互理解した上で、担任1人に任せ切りにすることなく、日ごろからの連携を密にし、一致協力して対応に当たっていますか、お聞かせください。

4番、公園などの遊具について。

体を動かして遊ぶことは、子供の心身の発達に重要です。しかし、公園の遊具の事故は全国で多発しています。事故を防ぐには、遊具の管理者による遊具の適切な設置、点検、注意事項等のわかりやすい掲示などの安全対策の取り組みが必要です。河合町では、遊具の取り扱い方、点検補修はどのようにされていますか。

5番、人口を増やすための政策について。

まちの生き残り策として現在進められているのは地方創生ですが、少なくなる人口の奪い合いです。創生なる美しい言葉ですが、どれだけの人口、お金を我が自治体に呼び込めるかがポイントです。

そこで考えられるのは、現在住んでいる人の満足度を上げ、他の自治体に住みかえないようにすること。他の地域からできるだけ多くの人口を呼び込むことです。

子育て世代の移住条件の重要視されるのは、治安や災害への強さ、買い物や通勤・通学の利便性、特に20代、30代では教育環境のよいところを重視しています。河合町はこの条件を満たしていますか。

北葛城郡4町で、移住プロジェクトの一環で大阪府民向けに本地域への移住説明会を開催

されました。僕もそれは見てきました。人と触れ合った生の感触はどうでしたか。また今後、河合町独自で我がまちに来てもらうために、人と接して生の声を聞くイベントなり、何らかの河合町の独自の方法は考えられておられますか。

質問があれば、自席にてさせていただきます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の財政についてということで答弁させていただきます。

本町では、人口減少や少子高齢化の影響により、歳入では町税が減少、一方、歳出では社会保障関係経費の増加などが見込まれます。そのため、現在、人口減少に歯どめをかけるための方策といたしまして、街再生総合戦略による人口減少対策に取り組んでおります。

また、公共施設につきましては、施設によっては当初の目的が達成できたものや、住民のニーズに合わなくなり利用が少なくなっているものなどもあるため、今年度に策定した公共施設総合管理計画をもとに、施設の統合・廃止を含めた見直しを検討し、その上で、存続する施設につきましては、今後の財政見通しや財政指標の推移を勘案しながら計画的に改修を行ってまいりたいと考えております。

また、実施に際しましては、国や県の補助金、さらには交付税算入のある地方債など最も有利な財源の確保に努め、できる限り将来に負担を残さないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、長期的な財政計画の策定ということで、かねてから景気の低迷や人口減少、住民の高齢化による町税収入や地方交付税の減少、また、歳出におきましては、増加傾向にある社会保障関係経費や都市開発公社に伴う三セク債の償還などにより、本町の財政状況は今後も一層厳しくなることが見込まれることから、今回、河合町財政健全化計画の見直しを行うことといたしました。

この計画を実施するに当たり、改革の痛みを伴うことが予想されますが、河合町が目指す快適で住みよい「心の田舎」づくりのため、住民の皆さんの理解と協力をいただきながら、本計画に取り組んでまいりたいと考えております。

また、経常収支比率につきましては、算出根拠である歳出では、人件費、公債費など、また歳入におきましては、町税、普通交付税などが算出の根拠ということになっております。

このようなものにつきまして、急激に減少させることが非常に厳しくございます。そのた

め、退職による欠員補充の抑制や、また、公債費の着実な償還などにより、比率の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） 議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、2点目のいじめの問題、3点目の不登校についてお答えさせていただきます。

いじめの問題につきましては、各学校では、いじめを生まない教育環境をつくるために、児童生徒一人一人に自分や他人を大切に思う心や他者を支え合ってよりよく生きる心など、豊かな心を育むことが必要であると考えております。

河合町及び学校では、いじめ防止基本方針を作成し、それぞれの学校が体験活動等を通して、人権意識と生命尊重の態度の育成や悩みを打ち明けられる雰囲気づくり、さらに学級・学校の連帯感の育成等に取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましても、各学校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアに当たるとともに、事案に対し指導・助言を行っております。

続きまして、不登校につきましては、児童生徒の不登校は、いじめ問題とともに大きな社会問題になっております。学校現場では、自己肯定感や自尊感情を育む教育を行い、不登校予防のために初期段階で家庭訪問を実施することや、不登校の場合、小学校から課題を抱えている場合もあるため、小学校や関係機関と連携し、学校長をリーダーとして、学校全体で取り組んでおります。

うれしい例といたしましては、小学校から中学1年まで不登校傾向にあった生徒が、本人の努力、家庭やかかわった教員の支援や対応が功を奏し、登校できるようになったという事例もございます。

また、教育委員会は、いじめ同様、スクールカウンセラーにより生徒や保護者はもとより対応に当たっている教職員に対しカウンセリングや関係機関との調整を行い、学校をサポートしているところでございます。

以上です。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻地域活性課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私のほうからは、公園の遊具について。

公園の遊具の事故が全国的に問題になっていますが、我が町は点検、補修はどのようにされていますかについて回答させていただきます。

国土交通省が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき、38カ所の公園のうち遊具が設置されている30カ所の各公園の遊具及び附帯施設を毎年1月から2月にかけて、指針で定められている定期点検を実施しています。

また、職員が公園パトロールを実施した際、日常点検も実施させていただいております。そのほか、住民さんから寄せられる突発的な補修については、担当者が現場確認をさせていただき、対処させていただいております。

なお、点検時に不具合が発見された場所は使用禁止の張り紙を張り、補修、整備を行い、安全・安心に利用できる状況を維持しています。ここ数年、河合町内の公園の遊具の事故は発生しておりません。

子供にとっては、遊具による挑戦や冒険など意欲的な遊びは、危険を予知したり、避けたりとといったことを学習する機会となり、これらの機会が子供の成長にとって必要なものであると考えます。重大な事故につながる危険性を管理者が保護者、地域住民と連携して除去した上で、冒険や挑戦を見守っていきたいと考えます。さらに、公園遊具の正しい遊び方などについて、公園への掲示、ホームページ、広報紙で啓発をしてみたいと考えております。

今後におきましても、緊張感と危機意識を常に持って管理に努めてまいりたいと考えますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○政策調整課長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○政策調整課長（森嶋雅也） すみません、私のほうからは、5点目の人口を増やすための政策について、お答えをいたします。

河合町は、犯罪や災害が非常に少なく、生活関連機能がコンパクトにまとまり、安全で安心かつ快適に暮らせるまちとしてのポテンシャルは潜在的に非常に高いものと認識しております。

今後、現在進めております防犯カメラの設置、防災行政無線デジタル化、また、継続事業でありますICT教育、子育てサロン充実、かわい浪漫プロジェクト、UR近居割などの事業を進め、住みやすさをアピールすることでさらに満足度を上げ、移住、定住に結びつけたいと考えております。

移住説明会でございますが、3月7日に大阪市内で映画試写会とコラボした形式で開催いたしました。当日は675人の参加者ございました。その中での北葛城のPR、特に子育て世代が目立った来場者への子育て支援施策の案内は、非常にインパクトがあったと考えております。会場では、北葛城巡回ツアーの案内をして、参加申し込みもございましたので、北葛城のブランディングに一定の効果があったものと考えております。

今後は、馬見丘陵公園でのイベント、大立山まつり、今年奈良県で開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭などの県のイベントや、町のイベントでありますふるさと祭り夏・冬での帰省者を対象としたPRを行うとともに、河合のまち貸します、同窓会応援します、自治会ニュースコンクールなどの河合ブランド事業を活用してのPRを展開してまいりたいと考えます。

さらに、パナホーム、イオン、イオンシネマ、UR都市機構、帝塚山大学、西大和学園、河合町商工会など、民間と連携した取り組みを継続し、情報発信につなげてまいりたい。また、河合町のゆるキャラ、すな丸にも積極的に活躍してもらいたいと考えております。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番の財政、平成29年度予算は6億3,900万の増額です。しかし、本庁舎の耐震化工事費用に約6億円ぐらいかかる予定です。多分今年度の補正予算に計上される予定だと思います。となると、平成29年度予算は6億何ぼの増額に対して、また耐震化工事6億、12億3,900万の増額になります。これで、財政健全化計画は成り立ちますか。

2番、家庭訪問などをされたとお聞きしましたがけれども、その具体的な内容をもうちょっと具体的に教えてください。

それと、中学校の不登校。各学校の不登校の今人数はどのぐらいですか。ここ数年間の不登校の人数も教えてください。

それと4番、公園などの遊具はいろいろ定期点検もされ、パトロールもされ、住民からのあれにも対応していると。しかし、遊具は完全になっても、取り扱い方なんかで事故もありますので、その辺をもうちょっと、どういうふうに取り扱いをちゃんとしてもらうように徹底しているかをちょっともう一遍お答えください。

それと5番目、まちの再生のほうですけれども、子育ての世代はやっぱり教育環境を一番に望んでいます。教育環境、やっぱりそういうことをアピールしようと思うと、学校再編な

り、小中一貫校なんかを視野に入れた学校再編などをもっと早くしなくてはアピールできないのとは違いますか。その点をお答えください。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうから、財政についてということで、その中の平成29年度当初予算が6億3,900万円増加していると。その後また、補正予算において庁舎の耐震の部分が増えてくるということについての質問でございます。

そのことにつきましては、平成29年度当初予算といたしまして、歳出で普通建設事業費が最も多く増加しております。また、歳入におきましては、町債が大きく増加しているところでございます。

主な内容といたしまして、認定こども園の整備というところでございますけれども、この分につきましては、最も有利な財源といたしまして地方債を予算に計上しているところでございます。地方債におきましては12億1,060万円、うち交付税に算入される額といたしまして約53%ですが、6億5,000万円が後年度に交付税に算入されるということになっております。

今後、補正予算で庁舎の耐震につきましては計上を予定しておりますが、耐震につきましては、緊急防災・減災事業債という町債のほうの100%充当という形で上げさせていただく予定をしております。

また、健全化計画の中におきましての今後の収支見通しにつきましても、その事業費並びに町債の部分につきましては、乗せてその分を含めて計算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） すみません、家庭訪問の内容ということなんですけれども、内容自体は申しわけないですけれども、把握しておりません。

かなりの頻度で家庭訪問、先生方が行ってくれています。それと、家庭とのつながりをなくしてはいけないということで、常に電話等でほぼ毎日何らかのコンタクトをとっていると聞いております。

不登校の件数でございますが、いろいろ解消した事例もありますので、今現在では1中が1人、2中が8人ございます。過去の推移なんですけれども、同じような状況で来ております。

以上です。

○地域活性課長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻課長。

○地域活性課長（福辻照弘） 私のほうからは、遊具の取り扱いについてということでお答えさせていただきます。

この件に関しましては、公園の入り口などに写真、そしてイラストを交えて、遊具ごとに、このようなことをしてはいけませんよというような注意喚起の写真入りで公園のほうに掲示をさせていただき、そして、子供に対しては、公園で遊ぶときの10の約束というものがございいますので、そのようなものを同時に掲載させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○政策調整課長（森嶋雅也） 移住についてでございますが、教育環境の充実、非常に重要なことだと考えております。「すむ・奈良・ほっかつ!」、北葛城郡4町で進めておる事業ですが、そのキャッチコピーで「緑と智につつまれる暮らし」ということで掲げております。この「智」というのが、知識の知という字を当てておりまして、教育が非常に重要だと、それを売りにしようという思いがあらわれております。

そういったことから、ICT教育で他市町村との差別化を図りたいと考えております。さらには、河合町には西大和学園がございいます。3月2日に街再生協議会というのが開催されたわけですが、その中で、積極的な協力を約束していただいておりますので、そういったことと学校再編も連携をとりながら、教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

○7番（森尾和正） 議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の5番目のお答えなんですけれども、西大和学園がブランドとしてここにあります。それと、やっぱり若い世代は教育環境、それを僕も大阪府民のそういう今のイベントに参加しましたけれども、教育環境というのは大きいです。西大和があるのはいいですけれども、それはやっぱり、経済的に余裕のある方しか、私立ですから、行かれませんか。やっぱり公立を充実させんとあきません。

やっぱり教育面の環境がよければ、大阪府民も来てくれますし、そういうところを突いて、今ちゃんとしているのが王寺と違いますか。王寺は小中一貫校、もうできると思います。

やっぱりこの緑のいいというのは、それは確かに馬見丘陵公園もあるし、河合町はいいところなんですけれども、やっぱり教育環境プラス緑ですから。緑だけでは、そんなん日曜日に、

大阪の人なんか行ったらええというようなもんで。やっぱり教育があつて緑もいいと。小中一貫校はやっぱりこっちへ来てもらう大阪府民に対しては、アピールになると思いますけれども、その辺をもう一遍お答えください。

ほんで、1番、財政ですけれども、災害本部となるこの庁舎の耐震は待ったなしです。しかし、僕も認定こども園はいい事業と思います。しかし、河合町には待機児童はいません。河合幼稚園は一時は200人ぐらいいましたけれども、最近は100人ぐらいに減っていましたけれども、平成28年は96人、ほんで29年度、来月から79人。100人ぐらいになったときは、いや、一時のものですとお聞きしましたけれども、あれからどんどん減っていています。ということは、この認定こども園は事業費もかかります。それと、運営にも、この人数の計画にも問題があると違いますか。それと、認定こども園工事費用、設計を入れると12億9,000万、それとは別に備品や通園バスなどに何億かかるでしょう。その点をお答えください。

それと、中学校の不登校ですけれども、1中が1人、2中が8人、どういう原因で不登校かを、その内容を教えてください。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） 教育環境の充実ということで、小中一貫教育というのを取り上げられておりますが、本町としましても、学校再編に臨みまして検討しているところでございます。今回の議会の最終日の全員協議会において、その辺をご説明させていただきたいと思っております。

それと、不登校のほうでございしますが、原因としましてはさまざまあるんですけれども、家庭における状況の変化とか、いじめ以外の友達関係、それと学業の不振などが挙げられております。

○政策調整課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○政策調整課長（森嶋雅也） 学校教育が非常に重要だということは、先ほども申しましたように認識しております。

その中で、河合町は街再生総合戦略というのを28年3月に策定しておるんですが、その中に、例えば特色ある教育ということで、公立小中学校でほんまものの英語教育ということで進めていくなど、学校教育の充実もうたっておりますので、そういったことも今後進めてま

いりたいと考えております。

○議長（疋田俊文） 佐藤認定こども園室長。

○認定こども園準備室長（佐藤柱三） すみません、私のほうから認定こども園について回答させていただきます。

まず、運営費等について不明確やというところですが、現在、主な検討項目の素案ができ上がりましたので、現時点での見直しは行っております。また、ちょっと備品につきましては、委員会のときには数字等は上げなかったんですけれども、7,000万程度が必要になってくるかという具合に考えております。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 1番、財政健全化計画では経常収支比率が100%、今は99.6ですけれども、来年から100%が6年間続きます。

このような状況であれば、やっぱり6年間続く、これ、健全化してちょっとでも、たとえ1%でも、ちょっとでも来年はよくなる。また、再来年はちょっとでもよくなるというたらいいけれども、これからますます悪化していく。それなのに、こんな状況であれば認定こども園も一旦見直し、それと学校再編を早く進め、小中一貫校なり統廃合を早く進め、王寺なんかはもう一貫校を進めています。

そして、学校再編なり小中一貫教育を早くやれば、どこか余った学校が出てきます。それは耐震も終わっています。その学校施設を利用したら12億何千万とかかからなくても、北海道の例で言えば二、三億でいけていますけれども、仮に国の有利な補助金を、交付金なんかを借りなくても、6億ですか、それでやったらそういう施設利用、再利用であればいけます。そういうのも視野に入れるのはどうでしょうか。

それで、この財政の内容がよくなってから、またそういう古いところ違っても、新しいのも計画してもいい。今後、やっぱりちょっとそういうことも視野に入れんと、ただ前に進むだけ違って、そういうことも、全体の学校も全部入れた視野も大事と違いますか。

それと、不登校ですけれども、不登校の子供らに対して、学校はほったらかしにしていますか。行ってもよい結果が出なくても、先生が、私が見守っていますよということに対して、子供らは敏感ですから、よい結果が出なくてもやっぱり頻度多く家庭訪問なり、連絡をされるのが必要だと思いますけれども、その辺をお答えください。

とりあえず、それだけです。

○議長（疋田俊文） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、1つ目の財政のご質問でございます。

健全化計画を見直しさせていただきまして、歳入歳出全般にわたる圧縮をさせていただいたところでございます。当然その中で、例えば指数でございますとか、財政状況でございますとか、その辺も含めて収支見通しも立てさせていただいております。基本的には、健全化計画を実施しながら、無駄な経費を省き、その中で必要な事業につきましては、何とか財源を確保しながら、しなければならないものは実施してまいるというところで、健全化計画を策定させていただいたところでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○教育部長（井筒 匠） はい。

○議長（疋田俊文） 井筒教育部長。

○教育部長（井筒 匠） 学校再編の件ですが、先ほど課長が申し上げましたように、最終日の後に全員協議会で、まず議員の皆さんに計画を、方針をお示しして、来年度から具体的に進めていきたいというふうに思っています。

それと、教育についてご意見いただいて、教育によって人が来てくれるというような趣旨でございます。教育の内容、確かにICT、英語もいいんですけども、議員おっしゃったように、そういう支援が必要な子供さんの部分についても大事にしないとイケないと思います。

ですので、不登校の対応について、一つ具体的に、さっきも言いましたように、教師については、頻繁に家庭訪問、あるいは電話連絡、親御さんとの連携、中にはクラブ活動だけ来るような子供さんもいらっしゃるようです。そんな子供さんについては、放課後、学習指導をしたりということもやっています。

ただ、いかんせん全国的に増えているという傾向の中で、やっぱり発達が早い、それといろんな子供さんがいる中で、学校の対応もなかなかまならん部分があると思います。さっき、議員、ご質問の中でも触れましたように、担任を孤立させるような形にすると担任も潰れてしまいますので、ここはチームでもって、議員もおっしゃったように、教師もやっぱりチームでもって対応していくということが必要であると思っておりますし、そういう形の指導もしていますので、引き続きそういったことを強く訴えてまいりたいというふうに思います。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤室長。

○認定こども園準備室長（佐藤桂三） 認定こども園についてお答えさせていただきます。

先ほどから街再生事業という部分の中でお話も出ていますように、就学前の子ども・子育て支援事業としましては、認定こども園、幼保一元化は集大成であると認識しております。

以上です。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） この不登校に対して、いろいろ努力はされていますけれども、全国的にこれは増えていく。河合町としても、これは不安を持っている父兄の人が多いので、やっぱり今後、2中は8人というのはやっぱり多いです。この子らの人生は、中学校で不登校になれば、後、大分狂ってまいりますよ。この点は、やっぱり教育現場だけに任せなくて、この教育のトップである教育長の答えもちょっとお聞きしたいです。どういう考えを持ってはるんか。

やっぱり不登校の人は僕らの知っている中にもいましたので、物すごく切実に思います。その子らの人生が、これ、中学の3年で将来決まってくるから、やっぱり教育のトップの方の胸中もお答え願いたい。

それと、財政ですけれども、一応財政健全化にはいろんなことも視野に入れた計画で進めていっているということです。国の交付金とかだけを当てにして、それは半分なり7割は出てきますけれども、それでもやっぱり町の負担はあるんですから、そやからやっぱり全体のいろんな視野も入れて考えるべきだと思います。

今のこの健全化計画では、数字上はいけるかしれませんが、住民に犠牲がこれからどんどんかかってきます。敬老会の廃止ですか、休止、ほんで町民体育大会の今年度休止、ほんで町民プールはもう廃止、ほんで町バスなんかは、いきいきサロン、お年寄りが閉じこもっているのを出ていくために、民生の人なり、みんな、いきいきサロンのスタッフみんなが頑張っている。そんな人らがお年寄りを外に出して元気にさせるということにも頑張って、各みんなボランティアでいろんな頑張っている団体あります。町バス廃止という、これはこの予算には入っていないけれども、この健全化計画に入っているということは、もう廃止ですわね。全て住民の犠牲のもとで、これで今6年間、財政健全化計画いけますと言うたって、犠牲が大き過ぎますわね。

○議長（疋田俊文） 森尾議員、時間ですのでまとめてください。

○7番（森尾和正） ほんだら、これでお答えください。

○議長（疋田俊文） 教育長。

○教育長（竹林信也） ただいまの不登校の件でございますけれども、全国的に不登校が増えている。河合町におきましても、2中で8名という不登校生がいるんですけれども、今、課長も答弁しておりましたように、学校の方、担任あるいはスクールカウンセラーの人的支援もしていますので、スクールカウンセラーも家庭を訪問してくれております。保護者とも会っていますし、関係機関の方々にも相談をしております。

そういった中で、特にこれが理由というのが、なかなかわかりにくいようでございます。今後も、粘り強く生徒に対応してまいりたいというふうに考えております。

○総務部長（福井敏夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、健全化計画のご質問でございます。

健全化計画、確かに住民の皆様にも厳しい負担というか、犠牲というか、その辺も含めた上で、行政といたしましては厳しい選択をさせていただいたところでございます。

当然施策の実施に当たりましては、毎年度の予算編成過程等で十分皆様に説明しながら、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（疋田俊文） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

お昼1時半から再開します。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時30分

○議長（疋田俊文） 再開します。

---

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（疋田俊文） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

（4番 馬場千恵子 登壇）

○4番（馬場千恵子） 4番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問いたします。

今回、4点について質問したいと思います。

第1点目、小中学校の施設改善について。

今回は、トイレの洋式化とエアコンの設置について伺います。

小中学校のトイレが汚い、臭い、和式が使いづらいなどの理由で、学校での大便を我慢する子供が増えています。生理現象の我慢は、学校生活を快適に過ごす、また健康面でも大きな影響があります。

小林製薬が2016年に小学生と保護者600組を対象に実施した調査によりますと、学校で大便をしないと答えた児童は31%に上り、特に男子では39%という結果が出ています。文部科学省の調査では2016年4月の公立小中学校のトイレ洋式化率は43.3%で、最も高いのは神奈川県58.4%、沖縄県54.7%で、奈良県は31.8%です。今後、トイレを新築、改修する場合、和式よりも洋式を多く設置すると答えた自治体は、全体の85.2%に上っています。河合町では洋式便器は86基、29.8%、和式は209基で70.8%です。ちなみに、奈良県は全国で27位となっています。

続きまして、エアコンの設置についてです。

耐震化が終われば検討するという事だったと思いますが、特別教室には設置されていますが普通教室には設置されていません。地球温暖化の影響で気温が上昇しています。文科省が、教室の温度について人間の生理的な負担から夏は30度以下、冬は10度以上と言われ、最も学習に望ましいのは、夏季で25度から28度としています。このことを考えると、公立の小中学校のエアコンの設置率は低いと言わざるを得ません。

そこで、お伺いいたします。

1、各学校におけるトイレの洋式の数及び設置計画はどのようになっていますか。

2番目に、普通教室の温度管理はどのようにされていますか。高温時で何度になっていますか。エアコン設置計画はありますか。

2番目に、小中一貫校についてです。

学校教育法の改正により、2016年4月から小中一貫の義務教育学校が実施できるとあります。同年の町長の施政方針の中で、学校再編について小中一貫を踏まえて取り組む旨を述べられました。また、再編については、年度内に公表するとされている教育大綱とあわせて取りまとめるということでした。今進めようとしている小中一貫教育についてですが、メリット、デメリットについては以前伺いましたが、学校の再編はまちづくりと深い関係にありま

す。現在、学校を中心に、地域コミュニティーが形成され、学校ボランティアの献身的な活動の中で、子供の安全、成長が見守られているといった状況にあります。

ところが、学校の統廃合で、このような関係、状況が壊され、地域から子供の声が聞こえなくなることにもなりかねません。また、通学距離が長くなることで、放課後のクラブ活動などにも大きく影響するのではないのでしょうか。統廃合で教師や事務員の数が減るなど学校教育にも影響が出ます。

以上のことを踏まえてお伺いいたします。

- 1、教育大綱の作成と公表はどうなっていますか。
- 2、小中一貫校になった場合の学校の数と、学年ごとのクラスと、1クラスの人数の変化。
- 3、教師、事務員の数の変化。
- 4、通学距離は、小中それぞれ遠いところでどれぐらいになりますか。
- 5、統廃合された場合の跡地はどのようにになりますか。
- 6、義務教育学校の実施が言われる前の学校編成の構想はどのようなものだったのでしょうか。

3番目に、介護保険についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業が4月から開始されます。この間、従来と変わらないという説明がありましたが、一部の介護が介護保険から外されるため、内容的には制度の重大な変化でもあります。チェックリストの活用など窓口での対応が変わります。住民の状態をしっかりとつかみ、介護の質を落とさないためにも、介護申請を受け付け、認定調査をして必要な介護サービスを提供できるようにするべきです。

以上のことを踏まえて、次の点について質問いたします。

- 1、現在、町内で新たな制度に移行する対象者は何名でしょうか。訪問介護、通所介護について。
- 2、住民に今回の改定をどのように知らせますか。
- 3、介護の相談があった場合、速やかに介護申請ができるようにしてください。
- 4、町有財産の売却処分の進捗状況と今後の見通しについてです。

町所有の未利用土地等の処分について河合町町有財産等売却処分審査委員会で検討しながら進められていますが、この間、平成26年以降の処分状況についてお伺いします。

- 1、どの土地、どの場所が売れたのか、金額などを示してください。
- 2、平成28年12月議会で改正された財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例、第3条

5項の適用事例があれば、含めてお示してください。

3、来年度の予算にもかかわりますが、今後の見通しについて示してください。

以上です。再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） それでは、1点目の小中学校の施設改善と、2点目の小中一貫校についてお答えさせていただきます。

小中学校の施設の改善につきまして、各学校における洋式トイレの数でございますが、まず、第1小学校がトイレ57に対して洋式が28個、洋式化率にして49.1%、第2小学校は、65に対して洋式が18、27.7%、第3小学校は、トイレ70に対して洋式が17、24.2%、第1中学校が、40のトイレに対しまして17でございます。42.5%。第2中学校が、63に対して洋式トイレが17の17.5%、合計しますと、295のトイレに対しまして91の洋式トイレ、全体の率は30.8%になります。

計画につきましては、まず、各フロアに最低1カ所を目標に進めております。しかし、家庭では洋式トイレが一般化といたしますか、ほとんどのため、必要性は十分に感じておりますので、さらに洋式化に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、教室の温度管理についてですが、実際、現実的にエアコンがありませんので、暑い日は窓をあけ、扇風機を教室に2台設置して対応しております。蜂など毒虫の進入のおそれがある校舎には網戸を設置しております。また、熱中症の予防として、授業中であっても小まめな水分補給に努めているところでございます。

次に、小中一貫教育についてでございます。

教育大綱及び学校編成方針は、今議会最終日の全員協議会でご説明させていただきます。小中一貫校に関するご質問につきましては、現時点では何も決まっておりませんので、具体的なお答えではなく一般的なお答えとさせていただきます。

教員数やクラス数につきましては、1つの小学校、1つの中学校が小中一貫校となった場合は、小中それぞれの基準を適用するため、基本的には変化がないと聞いております。事務職員についても、小学校課程、中学校課程、それぞれ1人ずつと把握しております。ただし、校長は1人になります。通学距離の最も長いところということですのでけれども、現在、小中学校とも佐味田地区の南のほうから1小、1中への距離が2.4キロと一番長くなっております。統合の際の跡地の利用につきましては、現状は未定でございます。学校再編の方針は、

提言をいただきました小学校2校に中学校1校を基本として、時期を定め進める方針でございます。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、介護保険制度についてお答えさせていただきます。

1つ目のご質問で、現在、町内で新たな制度に移行する対象者は何名でしょうかというご質問です。

この介護予防・日常生活支援総合事業の利用可能となる方の数としまして、3月1日現在ですが、介護認定を受けておられる方、要支援1、163名、要支援2が170名の合計333人が利用可能な方の数と考えております。また、認定を受けておられなくてもチェックリストで対象となる方もありますので、利用可能となる方の数はもっと多くなるというところがございます。そして、現在の介護予防の訪問介護を、2月分で受けておられる方は48件、そして、介護予防の通所介護は62件の利用実績がございます。

2つ目のご質問です。

住民に今回の改定をどのように知らせますかということでございますが、住民周知としまして、町の広報の3月号に総合事業の開始に伴う変更点や利用の流れなどを掲載させていただいております。また、ホームページに河合町介護予防・日常生活支援総合事業の実施要綱や介護認定を受けていなくても総合事業を利用するための申請書等を掲載させていただいているところです。また、個人にはケアマネジャーや地域への出前講座で説明し、周知を図っているところでございます。

3つ目としましては、介護申請の件でございますが、介護認定の申請につきましては今までどおりでございますが、住民の方が認定の申請を希望されているところなのに拒むようなことはございません。また、要支援の認定を受けておられる方は現行相当のサービスを4月以降も引き続き利用できますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから町有財産の売却処分の進捗状況と今後の見通しにつ

いてお答えさせていただきます。

平成26年以降の町有財産の売却処分状況についてでございますが、26年度には一応該当はありませんでした。

27年度におきましては4件ございます。物件の所在地、面積、売却金額について順にお答えさせていただきます。

1つ目が、穴闇の224-1番地ほか2筆で、面積が858.96平米、金額が2,001万4,000円でございます。

2つ目が、西穴闇262-30、面積が2,113平米、金額739万5,500円でございます。

3つ目が、穴闇204-1、面積245.15平米、金額が544万3,000円です。

4件目が、西穴闇436-2、面積45.62平米、売却金額45万円でございます。

平成28年度につきましては、2月末時点で1件でございます。

物件、西穴闇437-5ほか1筆、面積24.4、売却金額は4万9,000円でございます。

2点目の平成28年度12月議会で改正された条例での適用事例につきましては、今述べさせていただきました平成28年度の売却処分状況の物件が袋地で単独利用困難な土地として該当いたします。

3つ目の今後の見通しについてでございますが、今後の土地売却等の見通しにつきましては、町有未利用土地の利活用基本方針に基づき、購入需要が高いと思われる条件のよい土地を優先的に広報、ホームページにより売却処分の手続を進めていますが、なかなか問い合わせ等も今のところほとんどなく売却には至っていない状況でございます。そこで、今後は売却推進を図る一つの手段としまして、インターネットによる公売を実施し、応募者の拡大を図りたいと考えております。現在もうその手続の準備を進めているところでございます。

以上です。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 各学校のトイレの洋式の数ですけれども、それぞれの各フロアに1カ所は設置しているということでしたので、それで進めていってもらえたらいいと思うんですけれども、プールとか屋外におけるトイレについては、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

特に、3小とかでしたら、地域に開かれた学校というか、地域の人との交流もかなり進んでいるし密着した取り組みもされている中で、子供さんだけじゃなくて、そういう方も利用

するということもありますので、屋外の体育館やプールなどの屋外設置のトイレについての洋式化についても今後の予定をお聞かせ願いたいと思います。

エアコンなんですけれども、エアコンはいろいろ手だてをとっていただいていると思うんですけれども、扇風機とか熱中症の予防とかと言われてはいますけれども、気温が高くなったときで大体何度ぐらいに教室の温度がなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

質問の中にも、夏は30度以下、冬は10度以上ということで、学習に望ましい温度が25度から28度というふうには人間の生理的な負担を思うとそういうのが最もいいらしいんですけれども、そういう点で言えば、今現在、特に奈良県は冬が寒くて、夏は暑いという気候でもありますので、何度ぐらいになっているのかお聞かせください。特別教室についてのエアコン設置率は100%というふうには理解してよろしいのでしょうか。

それと、このエアコンなんですけれども、費用のかかることでもありますけれども、全国的にすごく進んできているんです、エアコンの設置が。奈良県でもかなり全体的に見ても進んでいるんですけれども、全国的に見て、全国的には32.8%ですけれども奈良県は6.1%ということで、河合町としては何%ぐらいの設置率になっているのかなというのと、それから、全国的な流れとしてエアコンの設置というのが進んでいるんですけれども、今後の計画についてお聞かせ願いたいと思います。

それと、介護保険についてですけれども、広報でも知らせてありましたけれども、広報に載っていた4月から要支援者の訪問介護と通所介護は総合事業に移行しますというところで、上の段にあります介護予防給付のところで、変更なし、変更なし、変更ありという欄があると思うんですけれども、この変更ありのところでは、訪問介護、通所介護ということで、変更ありと書いているんですけれども、訪問介護、通所介護と同じ文言になっているんですが、これ、中身的には随分違うと思うんですけれども、この中身について説明をお願いしたいと思います。

それと、もし65歳以上の方がケアマネさんとかに相談された場合に、要介護の認定を申請する矢印と基本チェックリストに移行する矢印があるんですけれども、これは何を基準にこんなふうに移行されるのかをお聞きしたいと思います。

それと、町有地のことなんですけれども、35筆あるうち1筆だけが該当するというので、売れたということなんですけれども、予算委員会なんかでもちょっと質問させてもらったんですけれども、私有地の中にこの町有地が真ん中だけ残っているみたいな余りよろしくない土地がというか、形的にうまくいっていない土地があるんですけれども、そういった土地はど

うしてその土地が発生したのか、何でその私有地の間に町有地が真ん中だけ残るようなことが起こったのか、それについてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） プール等のトイレなんですけれども、比較的新しい第1小学校と第2小学校のプールについては洋式便所があるんですけれども、そのほかは今のところございません。やっぱり外部のトイレ、プールや体育館につきましても洋式化を進めてまいりたいと考えております。

それから、温度の管理なんですけれども、実際何度になればどうなるんかということ、そういう規定というか、そこまで定めていないんですけれども、実際夏場はかなり暑くなるのも認識しておりまして、当然30度以上ぐらいにはなっていると思われまして。ただ、先ほど申しましたように、小まめに水分補給をとるよという指導もさせてもらっておりまして、エアコンの設置につきましてもかなり費用がかかりまして、国の補助が3分の1あるというものの補助単価がかなり低くて、実際の補助率にしますと十数%ぐらいにしかならないというように聞いております。近隣でもまだ設置されるようなところを確認したらそういう話でございました。ですので、今後とも、より分のいい補助金や交付金がありましたら、また設置のほう検討させていただきたいと思っておりますので、現時点では、補助単価がかなり低いということでちょっと断念しているところでございます。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己福祉課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、3月号の広報に総合事業についての案内を載せさせていただいている中でご質問ですが、3月までは介護予防給付としまして、訪問介護、通所介護を利用させていただいております。そして、4月からは、その予防給付から総合事業費の事業費として、訪問介護、通所介護を利用いただくということで、内容的には現行相当ということで、中身は同じような内容で利用していただけるということです。そのお金の出どころが介護給付費からお支払いするか、総合事業費から支払うかというところが変わっておりまして、サービスの内容は、変更は基本的にはございません。

それと、総合事業の利用の流れの中で、65歳以上の方の認定の申請と、ケアマネさんとか包括に相談してという流れ的なものなんですけど、この65歳以上の方は住民の方とさせていただいたらいいかなと思います。そして、住民の方が介護認定の申請を希望されましたら、下

のほうへ行きます認定の申請をしていただきまして、認定結果が出ましたら、認定結果が出たところでサービス利用していただきます。そして、もし、非該当ということになりましたら、非該当の人もこの総合事業のサービスを利用できますので、その方は基本チェックリストを受けていただいて、サービスを利用していただける方かどうかを判断させていただいて利用につなげていくというものです。

そして、申請する前に、いろんな包括とかケアマネさんに相談していただいたら、そこは専門的な職員、職種ですので、その住民の方の状態に応じて認定申請をしたほうがいいとか、いや、認定申請しても結果が出ないだろうと思われるような方がありましたら、チェックプランで総合事業を利用しようとか、そこら辺の振り分けをさせていただくというところでございます。

以上です。

○総務部次長（木村光弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） ご質問の、周辺が私有地の中に町有地があるという土地、なぜそのようなことが起こったかの、その原因でございますが、まず、その土地ですが、最初、町が買収いたしまして、その後、公共事業であります分譲宅地というものを造成しております。それをつくるに当たりまして、その分譲宅地以外の部分はちょっと残地という形で小さな土地が残っております。いわば先ほど言いました28年度で処分した土地がそれに該当します。

そういうものは、分譲宅地として今度は売却をしたというような形で、周りが私有地の方というような形で、分譲宅地によって残った小さな土地が町有地というままで残っていた物件を、今回、隣接の方に売却したという形でございます。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 町有地のところからお聞きしたいと思いますけれども、河合町の町有地の売却については、いろいろと検討委員会で検討されているということでしょうか。ええ、すけれども、継続的に検討していくというところが、いつまでも継続して検討ということで残っているというところが多いんですけれども、例えば、本当に小さな土地、その隣接する土地が、なぜその小さいこの土地が残っているのかというのがすごく疑問なのと、先ほど言ったみたいに、周り、所有されている方は真ん中に町の土地があるというのは、その不思議なことがどうして起こるのかというのが、先ほどお聞きしましたけれども余りよくわ

からなかったんですけれども、そのもともとの持ち主は誰やったのかなとかいろんな疑問が残るんですけれども、その処分について、結局は、いろいろ売却とか貸し付けを受け付けているとか、既に貸し付けだけにしていてとかと、いろいろ色分けされていますけれども、その計画を実行するに当たっての手だてについてもまたお聞きしたいと思います。

いつまでにするのかというのと、前の委員会でしたか、この12月議会でしたか、隣接する方との懇談会とか、それを売却するに当たって理解を求めるための手だてとかはどのようにされているのかというのもお聞きしたいと思います。

それと、介護保険のところですが、対象となる人の、色刷りされているところに、現在要支援の認定を受けている方は今までどおりと変わらないということで書かれていますけれども、新規の人も基本的には同じ扱いになるのでしょうか。

チェックリストというの、わずか25項目ぐらいしかないんですけれども、そこで本当に要支援というか、総合事業に移行するというふうに判断できるのかなというのがありますし、訪問介護が訪問型サービスというのになってきているという、その中身についてもちょっと住民にも知らせないといけないのではないかなと思うんです。こういったサービスを遂行するに当たっての住民の方の、先ほどのご回答にもありましたけれども、NPOとか地域住民の方主体にとかとありましたけれども、その担い手をどのようにつくっていくのかというのと、あわせてお願いします。

それと、トイレのほうですが、私聞き漏らしたかもしれませんが、屋外のトイレは、1小と2小があるとおっしゃってましたか。3小ですか。

1、2。それで、3小が今のところないということですね。

3小のところ、一番身近なところで申しわけないんですけれども、特に地域住民の方とのボランティアさんとかの活動も活発にされている学校でもありますし、いろんな、例えば芋焼き大会とか、それからお花見とかということで地域の方が本当に参加されるという行事も、皆さんと一緒にされているという学校でもありますので、早急に設置していただけたらなというふうに思います。ぜひ、3小のところの洋式の実現もぜひお願いしたいです。

それと、小中一貫校なんですけれども、私がちょっと早目に質問し過ぎたかなという、あれもありますけれども、なぜ早目にこうなったのかと言いますと、認定こども園のときに、もっと早く私も認定こども園そのものについて質問すればよかったという反省もありまして、小中一貫校そのものはどういったものなのかというのを、やっぱり地域住民の方に、校区がはっきり決まってから知らせるのではなくて、早目に小中一貫義務教育はこんなもんだとい

う中身についても十分理解してもらった上で進めていかなければならないのではないかと  
いう思いで質問させてもらっています。

全員協議会でその説明もされるかと思いますが、例えば3小とかでしたら、本当に  
地域のボランティアの方とか地域住民の方が、3小の子供たちを守る、安全に移動できるよ  
うにということで協力してされているというのがありますので、そういう先生と地域住民の  
方と生徒さんとかが一緒になって進められているこういった学校を、どの学校がなくなるか、  
まだはっきりどこの学校というのが言われていなくてわからないんですけれども、もし3小  
をなくすという話になるんだったら、この3小は、地域の典型、地域と一緒に進めていっ  
ている学校でもあるのでぜひ残してもらいたいという思いがあります。

それぞれの学校の再編はまちづくりであるというふうには思いますし、避難所の場所でも  
ありますので、もし、その避難所として活用できる場所がなくなれば、高齢の方とか、障害  
のある方、小さい子供さんの方が遠くの避難所まで行かなければならないということもあり  
ますので、その点についてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○総務部次長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 土地の件で、なぜ小さな土地等が残っているのかというようなご  
質問だったと思います。

この件につきましては、一応事業の残地ということで、事業、ご存じのように、小集落地  
区改良事業という事業を本町では行っておりました。それは、地区の全体の住環境整備を  
実施するための事業でございまして、地区のほとんどの部分を土地売却、また家のほうも売却  
等して行う事業でございまして、その計画で、道路、また公園、または住宅、分譲宅地、ある  
いはそれらに係らない場合は隣地への払い下げ事業というような形での計画を立てなさいと  
いうような形で計画を立てた折に、それに基づいて行った部分についての残地が、そういう  
払い下げ用地というような形の部分で残っている分でございます。

それらの土地の売却についての周知につきましては、前にも委員会するときにもお答えさせ  
ていただいていますように、当然、広報なり、ホームページ等には従来からも載せた折もあ  
ります。当然、今後につきましては、その隣接の方というのが誰かというのはわかりますの  
で、その方直接なり、また何かの通知なりとかをして、売却のほうを進めていきたいという  
考えは持っておりますので、そういう点でよろしくお願ひしたいと思います。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 介護認定で要支援1、2に新しく認定された方ということでございますが、これは、新規認定を受けられても、ケアマネさんのケアプランで利用サービスをいろいろ検討していただいて、住民の方とどんなサービスを利用したいかということで、同じサービスは利用できることとなります。

そして、訪問型・通所型サービスは総合事業のほうへ移行しますが、要支援1、2の方は今までの介護予防の給付費として、訪問介護、通所リハビリ、福祉用具の貸与等々は今までどおり給付費のほうから利用できるということとなります。そして、今、この訪問型・通所型サービスに関しましては事業所が実施していただく事業となります。

そして、担い手ということでご質問ありましたが、この担い手につきましては、これからやっぱり担い手を育成していかなければいけないという思いで、7町でいろいろ検討を今しているところで、養成講座というのをしていこうというところで、養成講座のプログラムを検討しているところがございます。そして、また一般住民の方にも受けていただいたら、いろんなサービス提供者になっていくんじゃないかなと考えているところです。

以上です。

○議長（疋田俊文） 杉本課長。

○教育総務課長（杉本正範） まず、トイレの件なんですけれども、3小に限らず、2中につきましても外部のトイレ、洋式になっていない状態なので、順次計画的に進めてまいりたいと考えているところです。

それと、学校再編につきましても、地域のコミュニティーに対して十分配慮するとともに、住民に対する説明も十分に行っていきたいと考えております。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 町の売却の土地のことですけれども、事業の残地というふうに先ほど言われたと思うんですけれども、ちょっと資料とか見せてもらってましたら、この残地といわれるような配分ではないように思うんですけれども、事業をするに当たって購入して使わなかったという土地ですか。

○議長（疋田俊文） 木村次長。

○総務部次長（木村光弘） 一応あの土地については、先ほど言いましたように、そこらの住環境整備という形で1つの土地を全て町が売却というような形になります。その全ての土地

が、道路というような形のもし計画があれば、道路は全てそれで賄えるというわけでもない場合もありますし、それで十分賄えるというときもある。それで事業の道路とかを整備した後には少しの部分の面積が残ります。それらは、当然先ほど言いましたように、隣の方の土地を持っておられる方が一体利用できるような払い下げというような事業計画というような形で計画というのを出しております。

だから、残地と言いますのは、払い下げ用地というようなところ辺が残地というような形というぐあいにとっていただければ結構ですが、それらは、ほとんどの土地が小さく残っているというところでございます。

○議長（疋田俊文） 馬場議員、あと1分ですので、まとめてもらえますか。

○4番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） それでは、最後になりますけれども、学校の教育環境を整えるということで、エアコンの設置とか、それからトイレの洋式化とかも含めまして、子供の健康上にとっても大切な要素でもありますので、ぜひ早急に計画的に進めてもらいたいと思います。

50%以上トイレの洋式化が進んでいるところが、野迫川、川西、黒滝、三宅、明日香、郡山、宇陀というふうになっています。低いところは、近隣で低いところは、王寺とか、斑鳩とかあるんですけども、ぜひ、こういう点についても早急に進めてもらいたいというふうに思います。

それと介護保険なんですけれども……

○議長（疋田俊文） ちょっと、今、もう時間ですのでまとめてください。

○4番（馬場千恵子） はい。介護保険についても必要とされる方に提供できるように、きめ細やかに住民の方の状況を把握して進めていってもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（疋田俊文） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

---

◇ 西 村 潔

○議長（疋田俊文） 5番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

（9番 西村 潔 登壇）

○9番（西村 潔） それでは、議席番号9番、西村 潔が質問いたします。

まず、1つ目、河合町の財政立て直しについて質問なんですけれども、まず、29年度の一般会計予算の基本方針について確認したいと。

1番目、目標とする経常収支比率がどの程度改善されるのかということで質問したかったんですけれども、残念ながら大幅な悪化が見込まれるということがわかりまして、その主要な原因について説明をしていただきたいと思います。

2番目に、発行が予定されている公債費の内容、それから、発行見込み額、また、償還される公債費、その収支が全体的にはどのようになるのか、プラスになるのか、マイナスになるのかです。

それから、3番目、単年度収支を黒字化するための予算に目標としてなっているのかどうか。なっていない場合は、その理由を説明してほしいと思います。それから、河合町の財政立て直しに必要なポイントとは一体何なのかと、行政の視点、所見をもお聞かせください。

まず、1番目、従来から質問を繰り返しておりますけれども、今後の5カ年計画の策定状況について説明を求めます。

さらに、2番目、年次ごとの具体的な施策について、時期は決まっているのかどうか。

3番目、どのような過程を経て、誰が年次計画を立てるのか。

4番目、それらの計画を住民に開示する時期は一体いつなのか。

ところで、26年度決算において、別の視点で考えてみたいと思います。類似団体との比較において河合町の分析はどのように考えているのかです。一つの指標としては、河合町の実質収支、1人当たりの河合町の人件費、職員数、財政調整基金、地方債残高。

3つ目、実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率、これらのデータから見て、河合町の行政としては、どのように理解して所見を持っておられるのか、説明してほしいと思います。

それから、具体的な施策項目について質問いたします。

まず、1つ目、人件費の削減目標の内訳、特別職、一般職について説明をしていただきたいと思います。

2番目、河合町の財政状況から見て、人件費や人員の削減はどこまで可能なのかどうか。

3番目、全地方公共団体及び町村の団体区分別の中で、河合町のラスパイレス指数はどの

位置にあって、どう見ているのか、高いのか、低いのかです。

4番目、人件費の削減計画の実行時期が今後5年間同じなのか、あるいは、削減幅が大きくなるのか、回答をお願いしたいと思います。

次、2番目、義務教育における英語教育について質問いたします。

義務教育における英語教育については、2020年度から順次実施される指導要綱では、小学校5年生、6年生が正式科目になり時間も増えるといえます。これにより小中学校の英語教育にどのような影響が出てくるのか。

1つ目、小学校の英語の教育の中で教える側、体制はどうなるのか。専門担当になるのか、従来の担当になるのか、あるいはその併用を行うのかについて、どのような方向性を現在考えているのか。

2番目、指導の内容や目的について、各学校や市町村の裁量はどこまで認められているのか。

3番目、今後、英語学習の需要がさらに高まる可能性が考えられます。学習塾や英会話教室で英語学習が学校の英語教育に与える影響、また、学校の英語教育目標との関連について、どう行政は考えておりますか。

次、2番目、中学校の英語教育です。

まず、1つ目、学校が目指している目標とはどういうものなのか、所見をお聞きしたいと思います。

2番目、教える側は変わるのかどうかです。インストラクター的な指導を行うのか、一部取り入れるのかどうか。あるいは従来のティーチングというような考え方で授業を進めるのかどうか。

3番目、教科の内容や目的はどのようになるのか。

4番目、授業の内容が大幅に変わるのかどうか、どこまで何を取り入れるのか。例えば、授業の目標として、生きた英語、あるいは使える英語、そういうものを取り入れるのかどうかです。具体的に言いますと、読む、書く、聞く、話す、この4つのスキル、この向上を目指すためには、この手法を取り入れるためには、いろいろな手法があるわけです。例えば、暗唱、朗読、そうすると、発音、アクセント、イントネーション、デリバリーなどが当然導入されるわけです。それから、討論については、ディベート、ディスカッションということを全く授業では取り入れられへんのかです。寸劇、これは、コミュニケーション、体で覚えるのに大いに有効になるわけですがけれども、いかがでしょうか。

それから、4番目に、この英語と日本語の違いの理解は語学学習の基本です。考え方、文化、生活習慣などは授業で教えるのかどうかです。これがなくしては、英語を理解するのは非常に難しいところあるわけです。

それから、3番目、英語教育の充実を打ち出すための人材の確保と養成でございます。

多様な人材登用のための対策について、採用試験の見直しや改定は行われるのかどうか。

2番目、河合町の教育委員会はどのような役割を果たしていくのかどうか。

3番目、各学校の校長に英語教育全般についての意識を持ってもらうための対応は考えておられるのかどうかです。

次に、3番目、高齢者の生活支援について質問いたします。

高齢化社会での行政が行う福祉施策について質問いたします。

1、行政は高齢者の生活支援をどこまで行うのか。

現在、高齢者が受けている生活支援は、介護保険や行政福祉サービス、あるいは有償運送、民間のサービスなどがあります。現状では、どのような仕組みで受けていると思いますか。その実態をどう見ているのでしょうか。

2番目、今後、これらのサービスの提供の担い手の確保や養成の必要性はどこまで考えていますか。想定している支援の内容、家事援助、外出支援、買い物、通院、見守り、付き添い、その他身近な生活支援などがあります。この中で行政が行うべき支援はどこまで考えているのかどうか。

4番目、これらの必要とする支援を実施する時期はいつになるのかです。5年後になるのか、10年後になるのか、待ってられない高齢者もいらっしゃるわけです。

また、5番目、行政が支出する費用の範囲、予算の財源として、どういうものが考えられるのかです。

2番目、高齢者の看取りをどこで行うのか、今後、病院から在宅、あるいは施設で行うことがどこまで可能となるのか。そこで、地域ケアシステムを確立して実施する上での課題は一体何なのかと。

まず、1つ目、在宅ケアの範囲です。在宅を希望する場合の支援体制はどうするのか。施設を希望する場合の支援体制はどこまで可能なのか。

2番目、在宅ケアを推進、継続する上で限界はどういう場合がありますでしょうか。医療側の問題、あるいは福祉側の課題があると思います。

それから、3番目、医療側の支援の中心当事者はどこになるのか、お医者さん、看護師さん

ん、薬剤師さん、訪問看護師、看護ステーションなどが出てくると思います。

4番目、関係先、連携先の報酬の範囲はどのように考えていますか。例えばケア会議を開催する場合に、お医者さんに会議に参加してもらい、その場合、有償になるのか、誰がそれを払うのか。

5番目、情報共有の仕組みをどこまで誰が行うのか。すな丸というシステム開発、あるいは運営費用など、情報の提供を受ける側の負担があるのかどうか。

3番目、高齢者の安否、見守りを行うための方法について質問いたします。

I Tを活用した見守りサービスの現状はいかがでしょうか。行政、民間のサービスの利用状況はいかがでしょうか。それから、I Tツールを活用するに当たって、行政の支援について今後どのような施策を検討されておりますか。

4番目、行政が行う高齢者に係るサービスの情報収集、提供、管理の状況について質問いたします。

河合町における情報収集はどの部署が行っていますか。福祉課なのか、地域包括支援センターなのか、その他なのか。また、どのような情報を集めていますか。フォーマルサービス、インフォーマルサービスがございます。

3番目、提供先、提供方法はいかがでしょうか。福祉関係者だけなのか、医療関係者だけなのか、地域住民だけなのか。

4番目、インフォーマルサービスの範囲はどこまでですか。社会資源開発やその支援の窓口はどこになるのでしょうか。

次、4番目、選挙公報について質問いたします。

次回選挙から、選挙公報を発行することについて所見を求めます。

前回、選挙終了後に住民からの広報発行について依頼や要請があったと思います。行政側に2年前に検討の申し出をいたしましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

次、5番目、介護予防・日常生活支援総合事業について質問いたします。

この4月から総合事業になるというのは、以前からの話でございますけれども、12月の議会でも質問いたしました。河合町としては具体的にどのような事業を展開していくのか、実はこれは3年前に決まっているわけです。だから、既にやっておかないといけないわけですよ。それが、これから行うという発言もありましたよね、福祉課のほうから。そういうことでモデルとして国が提示しているサービスについて現在行っているもの、あるいは類似サービスのあるもの、行わないもの、新たに行うものなど仕分けについて説明を求めます。

それから、2番目、今後10年間のシミュレーションを提示してほしいと思います。例えば、高齢者の数、推移、元気な高齢者の見込み数の推移、助けを必要とする高齢者の見込み数の推移、助ける側に回る女性と男性の見込み数の推移、何人元気な人のうち何人手を上げるかです。こういうことを、数字をわからずしてできるかどうかです。

それから、3番目、現場のニーズを掌握するための人材確保についてと養成でございます。

まず、現状と今後の見通しはいかがでしょうか。例えば、ニーズ発見手法としては、民間事業者との提携、連携、あるいは、例えば、個人的にはよろず大使とか、おせっかい大使とか、おしゃべり大使とか、いきいきサロンサポーター大使とか、いろいろ人たちを任命してお願いをするという手もあると思います。

もう一つは、各地区でサロンや協議会などで交流会の場を立ち上げて、いろいろな人が集まってお話をすると、こういうことも検討していかないといけないんじゃないかと思います。

それから、高齢者の意識をどう捉えるかということです。あるがままの受けとめかた、例えば、高齢者が皆自立を求めるということになれば、その人のお考えを掌握しなさいといけないわけです。

それから、6番目ですけれども、ニーズをサービスに結びつける人材であるコーディネーター、このコーディネーターの確保、養成をどうしていくのかということです。

最後、4番目、高齢者が高齢者を支える仕組みについて現在行っている事業はありますか。

以上です。再質問があれば、また質問させていただきます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、1つ目の河合町の財政立て直しについてということで、答弁させていただきます。

まず、1つ目、平成29年度一般会計予算の基本方針ということでございます。

本町では、財政状況の改善を図るため、財政健全化計画を見直し、平成29年度から本計画に基づく取り組みを進めていく予定としております。これにより、平成29年度の経常収支比率は、本計画実施前に比べ1.3%減少すると見込んでおります。比率が減少する主な要因としましては、本計画で実施を予定しております職員人件費の削減や公共施設の維持管理経費の圧縮などによるものとなっております。しかし、依然として比率につきましては高い比率で推移しております。

平成29年度見込みにおきましては、経常収支比率の算出において、人件費約31.3%、公債

費24.3%、繰出金14.3%、計70%。また歳入におきましては、町税で45.7%、普通交付税で43.8%、合計で89.5%となっております。この部分につきまして、急激な減少をさせることが非常に困難な状況となっております。現時点の見込みにおきましては、ピークの平成31年度で100.8%、その後、緩やかですが減少していくと見込んでおります。

次に、平成29年度一般会計の地方債発行予定総額は約16億4,300万円。主なものとしましては、認定こども園整備事業債12億1,100万円、臨時財政対策債3億円、道路整備事業債1億1,800万円などですが、認定こども園整備事業債のうち約53%、6億5,000万円、また、臨時財政対策債では100%が後年度の普通交付税に算入されます。

また、平成29年度の既発債に係る公債費償還予定総額は約10億9,900万円、主なものとしましては、臨時財政対策債2億6,800万円、総合福祉会館整備分1億4,200万円、三セク債1億1,500万円、その他には、地域基盤整備事業や学校耐震補強事業などとなっております。

次に、単年度収支の黒字化につきましては、平成29年度より財政健全化に向けた取り組みを確実に進めていく予定ですが、特に歳出の人件費や公債費につきましては急激な減少は見込めないことから、財政状況は緩やかに改善に向かうと考えております。そのため、単年度収支が黒字になるのは、現時点の試算では平成35年ごろになると予想しております。

続いて、2つ目の町の財政立て直しに必要なこと、行政の視点はということでございます。

今回、財政健全化計画を見直すに当たり、平成36年度までの収支見通しを策定したところです。今後は、この収支見通しをもとに、国の制度改正により新たに発生する施策などを反映しながら更新していきたいと考えております。

次に、具体的な実施時期につきましては、社会経済情勢の変化や国の地方財政対策の動向などに柔軟に対応する必要があるため、財政健全化の実施時期や取り組み内容につきましては、毎年度の予算編成過程において再度検討するとともに議会や住民の皆さんの意見も参考に判断することになります。

また、開示につきましては、現在、町のホームページで財政健全化計画の見直しに対して住民の皆さんからの意見を募集しております。お寄せいただいた意見なども参考に取りまとめ次第、町のホームページや広報紙に掲載する予定でございます。

また、毎年度の実施状況、検証などにつきましても公表してまいります。

次に、3つ目、類似団体との比較と分析ということでございます。

平成26年度の決算における類似団体との比較。

まず1つ目、実質収支、河合町1億731万円。類似団体3億899万4,000円となっております。

す。1人当たりの人件費では、河合町8万6,427円、類似団体7万7,799円。1,000人当たりの職員数、河合町8.4人、類似団体8.8人。1人当たりの財政調整基金、河合町2万2,168円、類似団体22万1,103円。1人当たりの地方債残高、河合町70万6,812円、類似団体50万5,302円。次に、実質収支比率につきましては、河合町2.4%、類似団体6.2%。経常収支比率、河合町99.0%、類似団体88.8%。公債費負担比率、河合町21.8%、類似団体14.9%となっております。

類似団体との比較では、歳入は、1人当たりの地方税や地方交付税などが少額で、一方、歳出では1人当たりの人件費や公債費が多額となっております。また、1人当たりの地方債残高も多額のため各種財政指標の比率も高くなっております。なお、類似団体との比較につきましては、人口規模や産業構造が同じであったとしても、財政規模や歳入歳出の状況が大きく異なるため単純に比較することは困難と考えております。

次に、4番目、具体的な施策項目。

人口減少、少子高齢化により、町税や地方交付税など主要一般財源収入の減少が続く中、街再生総合戦略などの重要な施策を今後も確実に進める必要があるため、財政健全化計画の見直しとあわせて、常勤特別職及び一般職員の給与を削減することで財源の確保を図ってきたいと考えております。

削減率といたしましては、常勤特別職マイナス15%、一般職員マイナス2%からマイナス7%、削減総額としましては2,800万程度になると予定しております。また、実施時期につきましては、29年4月給与からと考えております。

次に、人件費などの削減はどこまで可能かということでございます。

各団体で財政規模や住民サービスなどの施策内容により職員数変動するものです。また、職員の年齢構成によって人件費総額も大きく変動することが考えられます。このことから、本町と似た財政構造の団体と比較することで、ある程度の目安になると考えております。ちなみに、類似団体で比較した場合、本町は1,000人当たり職員数が少なく、また、ラスパイレス指数も低くなっておりますが、職員の年齢層が高いため、1人当たりの人件費が類似団体に比べて高くなっております。

次に、本町のラスパイレス指数につきましては、以前より90前後の低い水準で推移しており、平成26年度においても90.1、全国町村平均や類似団体よりも低い数値となっております。なお、県内で3番目、うち県内15の町の中では最も低い数字となっております。

以上でございます。

○教育総務課長（杉本正範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杉本教育総務課長。

○教育総務課長（杉本正範） 続きまして、2点目の義務教育における英語教育についてお答えさせていただきます。

まず、小学校の英語教育ですけれども、教える側の体制づくりとあります。現在、高学年において、外国語活動として外国語になれ親しむ目的で授業が行われています。基本的には担任が授業を行い、回数は少ないもののALTが授業に入り生きた英語に親しんでいる状況です。教科化となる平成32年度以降も、基本は各担任となっております。

指導の内容や目的でございますが、現在も高学年において外国語の授業が行われて、これが中学校の英語に対する積極性の向上といった効果が認められる一方で、音声中心で学んだことが中学校での文字への学習に円滑に接続されていない、高学年は抽象的な思考能力が高まる段階であり、より体系的な学習が求められることなどの課題が指摘されております。

こうした成果と課題を踏まえ、中学年から聞く、話すことを中心とした外国語になれ親しみ、外国語学習への動機づけを高めた上で高学年から段階的に文字を読む、書くことを加え、総合的、系統的に学習を行うこととなっております。

3番目、学習塾と学校の英語教育目標との関係についてということですが、学習塾といえどもさまざまな目的があって運営されていると思います。例えば、英語を話せるようになることが目的の場合や、また、受験を目的とした場合などがあると思われまます。学校教育における英語教育はグローバル社会の進展の中、国際標準語である英語でのコミュニケーション能力を育成するという目標があります。この意味でも塾も学校も同じ目標であると言えますが、英語さえ習得すればいいということではなく、我が国の歴史、文化等の教養とともに、思考力、判断力、表現力等を備えることにより、情報や考えなどを積極的に発信し、相手とのコミュニケーションができなければならないものと考えております。

続きまして、中学校の英語教育でございますが、学校が目指している目標はということで、小学校同様、我が国の歴史、文化等の教養とともに、思考力、判断力、表現力等を備えることにより情報や考えなどを積極的に発信し、相手とのコミュニケーション能力の育成にあると考えております。

次に、教える側は変わるのかということですが、基本的には変わりはありません。従来からの教科担任が中心となりますが、ALTなどの専門職を交えチームティーチングが増えるものと考えております。

3番目ですけれども、教科の内容や目的はどうなりますか。教科の内容につきましては、国において学習指導要領の改訂が行われているところでございます。ですので、具体的な内容につきましてはこれからということになります。公立の学校ですので、指導要領に沿ったカリキュラムを作成し実行していくものです。

続きまして、授業の内容が大幅に変わるのか、どこまで何を取り入れるのかというところでございますが、先ほど授業の内容につきましても当然変わっていくものとは思われます。西村議員が先ほどおっしゃったようなことが重要になると思われます。

3番目の英語教育の充実を打ち出すための人材確保と養成ということで、多様な人材登用のための対策はということで、教員の採用につきましては、県の教育委員会で行われております。小学校でも英語の資格を持った人材を採用していく方向と聞いております。

続きまして、河合町の教育委員会はどのような役割を果たしますかということですが、今後ますます小学校、中学校の連携が重要になってきます。教育委員会としましては、この連携がスムーズに行われるよう支援を行うとともに、専門職などの人的支援や教科書の採択、補助教材の確保なども必要になると考えています。また、来年度全小学校に整備しますタブレットにつきましても、英語教育を進めていく上で重要なツールになることと考えています。

最後に、各学校の校長に意識を持たせるためにはというところですが、各学校の校長も十分に意識を持っているものと思います。教育委員会は学習指導要領の改訂を踏まえた研修が行えるよう次期学習指導要領の内容を周知するとともに、ICTを活用した研修を計画するなど、英語教育に対応した教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、3つ目の高齢者の生活支援についてと、5つ目の介護予防・日常生活支援総合事業について回答させていただきます。

まず初めに、生活支援をどこまで行うかというところですが、高齢者の方の日常生活を行う上での生活ニーズは多様なものがございます。そして、行政が行う支援に関しましては、介護保険につきましては、老計第10号に基づき制約がございます。そのため、総合事業におきましては住民主体の生活支援を構築していくということと考えます。また、現在行っているサービスとしましては、軽度生活援助事業、運動機能の向上事業でしゃきっと教室、緊急通報装置の設置、配食サービス等を行っているところでございます。

それと、次に、どのような仕組みで受けていますかというところでございますが、介護保険に関しましては、現在要支援の利用実績としましては、訪問介護、2月分として48件、通所介護62件の利用となっております。

民間の有償サービスにつきましては、町内の9事業所に調査を行いましたところ、9事業所全部が介護保険外サービスを利用しているという内容のものでしたが、ケアプラン等に内容がございませんので具体的な把握はできていないところでございます。また、シルバー人材センターの利用も行っているということを確認しているところでございます。

続きまして、サービス提供の担い手の確保、養成というところでございますが、今後の総合事業で指定事業所さんには、雇用契約の担い手としては事業所が研修等で養成していただきたいと、そして、事業所で研修がもしできない場合は町としての研修会も実施していきたいと考えているところです。その実施内容としましては、現在、王寺町周辺の7町合同で養成講座のプログラム案を検討しておりますので、養成講座の内容等は統一して実施できるものだと考えています。

4番目の想定している支援の内容というところでございます。介護保険の基礎となります、先ほども言いました老計第10号に定められている範囲が行政の実施する支援と考えております。それ以外には、社協やシルバー人材で実施していただいております通院、買い物支援や福祉有償運送、家事援助等々が今実施しているところでございます。

そして、これからの支援を実施する目標の期間ということですが、介護予防・生活支援総合事業におけます体制整備のため、社協、包括支援センターで、今、計画をつくっておるところでございます。それは、一つの期間として5年計画ということで目標を設定して、住みなれた暮らしやすいまちを実施していくためのニーズ把握や啓発、協議体等について検討を行っているところです。また、地域包括支援センターの運営協議会でも評価、検討を行っていききたいと考えているところでございます。

そして、支出する費用というところでございますが、基本的には、介護保険では介護保険の特別会計からの支出になりますので、給付費のおおよそ1%を見込んでいるところでございます。

地域ケアシステムの確立、実施する上での問題点というところで、在宅ケアの範囲というところなんですけど、27年度にニーズ調査をさせていただいております。その中で、住民の方の希望というか、ニーズの中には、介護が必要となっても7割以上の方が在宅での介護を希望されております。また、人生の終えんは自宅で迎えたいという方が6割弱の回答をしてい

ただいております。こういうことも踏まえて地域包括ケアシステムが在宅重視ということになっているんだと、住民の方の意向を反映できるものと考えております。そして、国の統計によりますと、この住民のニーズと違って8割の方が病院でお亡くなりになられるという実績もあるみたいでございます。

在宅ケアの推進のところで、限界というものは、在宅ケアの専門職が訪問を行っても時間的に制限がございます。それで、在宅を継続する情報提供等々はお相談とかはしていけても、独居老人とか介護者不在の方には継続は難しいのかなと考えているところでございます。

そして、医療側の支援の中心ということですが、医療制度におきましては、お医者さんを頂点に、お医者さんの指示に基づいて処方が行われるシステムになっておりますので、必然的にお医者さんが中心になると考えますが、訪問看護とか、薬剤師さん、セラピスト等が現実的には医療の窓口になっていただき、医師等々の連携を図っていきたいと考えているところでございます。

報酬等の範囲ということでございますが、いろんな多職種との連携におけます各専門職への報酬につきましては、これは各制度において評価されるものだと考えますので、町としての費用の支払いは現在のところ想定していないところでございます。

そして、次には情報共有の仕組みということですが、現在情報共有ということで、県、西和7町の管内の病院、7町が連携をしまして退院マニュアルづくりを進めていっているところでございます。そして、町としましては、医療機関や薬剤師、訪問看護、ケアマネジャーとの情報共有をするために、すな丸ネットワークを導入させていただいて、いろんな情報交換をし、介護方法や生活状況を共有化しているところでございます。これの費用に関しましては、包括支援センターでネットワークの費用を支払っておりますので事業所負担はないシステムとなっております。

そして、高齢者の安否、見守り等を行うためにはというところで、IT活用というところなんです、IT活用としたものとしては、緊急通報装置がそうでないかなというふうに考えております。件数的には、1月末現在で51件の利用をいただいているところでございます。そして、介護給付費の対象となりますIT機器等も徐々に整備されてきておまして、介護ロボット等々は、介護保険施設とか事業所に導入するときは補助等がございます。

そして、今後の行政の支援範囲としましては、補助金等々と、そして介護認定を受けておられる方には、利用が妥当である場合は介護給付費から利用していただくということになると考えております。

そして、行政が行う高齢者に係るサービス情報の収集等については、どこの部署でしているかということなのですが、制度に関する情報等は福祉政策課、また、地域包括支援センターで情報収集を行いまして、住民に対しての啓発は包括支援センターが中心となっていて行っているところでございます。

そして、どのような情報を集めているかということですが、住民ニーズとしまして、包括支援センターの職員を中心として地域診断も考慮しながら情報収集のため、集会所とか老人憩いの家、また、おうちへ訪問させていただいたりしながら聞き取り、また、できる範囲で面談方式とアンケート方式を行って情報収集をさせていただいているところです。

そして、情報収集をした提供先ということですが、特にどこへと制限は行っておりませんので、どなた様でもお渡しすることは可能です。そして、社協の広報紙にも住民の方にこういう取りまとめをしたという報告をさせていただいておりますので、希望の方は配布をさせていただく予定です。そして、医師、福祉関係には、すな丸ネットワークの中に自由に閲覧できるように登録をしているところでございます。

そして、インフォーマルのサービスの範囲ということですが、その支援の窓口はということなのですが、河合町の場合は、社会福祉事業法の中に社会福祉協議会に関する法令がございます。その中で、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助ということを定められておりますので、本町におきましては中心的な窓口は社会福祉協議会になるというふうに考えているところでございます。

次に、5番目の介護予防・日常生活支援総合事業についてでございます。

8つの現在行っている類似サービス等々のことについてご質問ですが、1つ目の現行の訪問介護ということで、総合事業を実施するに当たりまして、現行相当のサービスをして、継続して専門職が支援を行うサービスということで実施していきたいというふうに考えているところです。

そして、サービスAとして、緩和した基準のサービスでございますが、これも町内事業所で緩和基準での参入意向をいただいておりますので実施していきたいと考えておりますが、専門職以外の方等、人員緩和等になる予定ですので、その実施していただく方の養成講座等を実施して、そこから事業していただくということになると考えています。

そして、サービスB、住民主体による支援でございます。これは、地域単位等で住民主体の生活支援等が可能となるように生活支援コーディネーター及び包括で取り組んでいくように努めておりますが、現在のところは具体的なところまでいっていません。

サービスCは、短期集中サービス、訪問型につきましては現時点では実施する予定はございません。

サービスDの移動サービス、これは、移動サービスとしましては、現在社協で行っております福祉有償運送や豆山号等がございますが、総合事業としてのサービスがあるか、町内資源等を今後検討していきたいというふうに考えております。

そして、通所系のサービスです。これ、現行相当のサービスは、もちろん専門職が実施していただくということで実施していきます。

通所のサービスAとして緩和した基準は、これに関しましては、町内の事業所さんは参入意向をいただいておりますが、本町では現在のところ実施しない予定でございます。

次のサービスBに関しましては、住民主体の支援というところで、現在も介護予防教室のしゃきつと教室を地域の集会所等で展開をさせていただいております。そして、その集会等で行われており、そこが自主的に主体性を持って運営をしていただけるように、投げかけ、指導等をしながら実施していきたいと。そしてまた、ニュータウンにございます認知症カフェなどを展開していけたらと。そこも連携を図ることもしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、サービスCの短期集中予防サービスにつきましては、これは要支援認定者でサービスを利用されていない方とか、住宅改修だけの利用者、そして訪問介護だけの利用者のうちで参加を希望される方を抽出させていただいて、6カ月間、週1回豆山の郷におきまして予防教室をモデル的に実施しました。そして、今年度もそれを継続して総合事業にいけるかどうかを検討しながら実施していきたいと考えているところです。

そして、今後10年間の高齢者の推移のシミュレーションというところで、これは国立社会保障・人口研究所のデータを参考にさせていただいて、高齢者の推移としましては、65歳以上の人口は3年後ぐらいには上昇を終えていくと、そして減少していくものと推計できるところでございますが、75歳以上の方は37年までには徐々に増加していき、平成42年ぐらいになると減少傾向という推計ができております。

続いて、元気な高齢者の見込み数というところで、この人口推計からの見込み数としまして、平成29年度は介護認定を受けておられる方以外の数というところで、平成29年度は5,631名、32年度は5,467名、37年度は5,286名と推計をしているところです。そして、助けが必要となる見込みということで、これは介護認定を受けておられても助けが必要かどうかというところはございますが、一応、介護認定率を13%として推計させていただいております。

す。そうしますと、平成29年度は841人、32年度は816名、37年度は789名となります。

続いて、女性の見込み数というところで、これは女性の生産年齢人口です。65歳から75歳までの元気と思われる人口として推計させていただいております。29年度の1月時点では6,917名、32年度では6,191名、37年度は5,339名と推計しているところでございます。

続いて、現場のニーズを把握するための人材確保と養成についてという大きなご質問の中で、現状としましては、このニーズを把握するためには、民生児童委員さんや老人会で現場のニーズを把握していただいているところということを確認しているところで、地域ではいきいきサロンを実施していただき、また、予防教室としてのしゃきっと教室を行い、集いの場にもなっているところでございます。そして、民生児童委員会は月1回開催させていただいておりますので、そこで情報の連携を行っているところでございます。

そして、30年度からの第7期の高齢者福祉計画及び介護事業計画策定を実施しますので、そのためのニーズ調査を実施して把握に努めていきたいというふうに考えております。そして、コーディネーターは現在社会福祉協議会で養成研修等を受けていただいておりますので、配置していただいているところでございます。

最後に、高齢者が高齢者を支える仕組みについてということでございますが、現在ではシルバー人材センターがその事業に該当するんじゃないかなというところで、実際に家事援助や除草作業等を行っていただいております。そして、規模としましては約100名です。そして、財源としましては国・県からの補助金、そして、独自財源等から運営をしていただいているところでございます。

私からは以上です。

○総務部次長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 木村総務部次長。

○総務部次長（木村光弘） 私のほうから、選挙公報の発行について、その後の進捗状況はいかがとかいう質問でございます。

このことにつきましては、去る3月2日の選挙管理委員会定例会において審議しております。選挙管理委員会としましては、有権者の皆さんにとって投票に行っていただく環境を整える、また、投票を判断する貴重な材料となるなどの意見が交わされております。選挙広報の必要性を含め検討するという方向で決定はしております。今後は、県内で実施されている町村等に運用内容、問題点等を調査し検討してまいりたいと考えております。

最終的な結論につきましては、公職選挙法172条の2の規定により、条例で定めるところ

により選挙公報を発行することができるかと定められておりますので、次回平成31年4月の町議会議員、または町長選挙前の平成30年12月定例議会までに可否等を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 時間がないのでまとめますけれども、先ほど住民に対して財政についてのアンケートをホームページに出してあるということですが、これ、具体的な意見を聞くだけですね。どういうポイントで何を聞くかということについてのコメントはなしでやっていると思うんですけれども、この点についての姿勢をちょっと確認したいんですけれども。ただ財政健全化どうですかというご質問だと思うんですけれども、まずその前に、住民に知らしめないといけない点があると思うんです。そういうことを抜きにしてやっているということについては、なかなか住民が理解できなんじゃないかと思うので、この点についての質問です。

それから、29年度では経常収支比率、もう一回ちょっと確認しますけれども、よくなるんですか、悪くなるんですか、予想ですけれども。これの確認をしたいと思います。

それから、人件費は職員さんについて出されているわけですが、議会も当然検討しないといけないとは思っておりますけれども、これはまた我々のほうで検討したいと思いません。

それで、あと、義務教育の中での英語の教育ですが、制限があるので、当然全てができるわけじゃないし、要はコミュニケーションができる能力といたら何かという原点に立たないといけないんですね。そうすると、一つは、大きな壁は、外国語に対する偏見とか、外人と話をするのが嫌やとか、そういうことをどのようにして授業の中で取り払っていくのかということをやっていないかと思う。どうしても、外国人と話をするのが難しいとか英語できへんからというようなこと、当然日本人は英語できないのが当たり前の話ですから。

そういうことじゃなくて、英語が好きになる、要するに、外国人の物の考え方をきっちり授業で理解をしてもらえるような仕組みづくりがどこまでできるかということです。そうすると、先生の側の思考、例えば英語で物を考えると、こういうことになれていないわけです。俗に言う、シンキングイングリッシュになるわけですが、それがなかなかできないということになれば非常に難しいなと思います。そこをどうそういうバリアをどう解決し

ていくかについて頑張っていってほしいと思うんですけれども。

それから、介護予防、私が先ほど質問している内容は、人材の養成をしないといけないんですけれども、どんな人材が要るかということや、それを把握してほしいわけです。そのために、10年間のシミュレーションを出してくださいということやから、ちょっとお願いがあるんですけれども、今後10年間、この4項目について毎年毎年どういう人数になるのかについて、表で、後で欲しいんですけれども。

もう一つは、助けたいと思う人、手を挙げる人の意識をどういう形で確認するかです。元気な人でもしない人がいるわけです。そういう人たちの人数とかいうこと、意識です。これをもう少しやはり確認してほしいと思う。ということは、どこかの市町村が国の施策でやっているかと思えますけれども、全65歳以上の人たちの資源といいますか、能力、意欲、これを調べているところあったわけです。前にも質問させてもらったと思えますけれども、こういう経験のある人、例えば、資格を持っている人がいらっしゃる。保育士さん持っているけどやっていないとか。そういうデータをつくってほしいわけです。その中で、意欲があるのかなのかとか、そういうことをやっぱり全町的にやっていかないと、そういう中で、いや、社協さんをお願いしますとか言ってもできへんわけです。

行政が、まず河合町の人材65歳以上の人々の経歴、意欲、どういう考えで河合町に住んでやりたいのかということまで、私はアンケートをとってもいいと思うんです。そうしないと、絶対人数が何人いてもやらない人も出てくるわけですからね。やらない人に対してこれからどうしていくかと、それをやるのがやっぱり行政だと思うんです。いろいろやっておられますから、少しずつやっていくということになると思えますけれども。

そういうことを着実に進めてほしいためには、データをきっちりとつかんでおいてほしいんです。そういうことがあります。そういうことで、それができるかどうか、今後どのような形にしていくかについて、ちょっとまたお考えをお聞かせください。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず、1つ目、アンケートにつきましてですが、現在、今、町のホームページにおきまして、住民の皆さんからのパブリックコメントということでアンケートの募集をさせていただいております。その募集の中でいただいた意見を参考にしまして、今後の健全化の見直しの部分で、内容によっては修正を加えていくということになると考えております。

また、今アンケート募集させていただきまして、ある程度まとまった時点で、ホームページ、また広報紙のほうにその健全化計画の見直し、改定版ということで載せさせていただく予定をしております。

次に、平成29年度の経常収支比率ということですが、平成27年度の経常収支比率としましては99.6%ということになっております。健全化計画を実施する前の平成29年度の見込みとしましては101.5%ということで算出しておりました。今回、健全化計画を着実に進めることにより100.2%になるというふうに想定しております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） ありがとうございます。

総合事業を実施していくに当たって人材の養成、とても大切なことだと思います。そして、議員今指摘していただきました、助けたいと思う人の意識の確認とかというのを確認できるように、今どんな方法がいいのかというのはちょっと出てこないんですが、検討して、ぜひとも人材育成に当てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 井筒教育部長。

○教育部長（井筒 匠） 義務教育の英語の部分で、ある意味いろいろご指導いただいたのかなというふうに思いますが、先月の14日でしたか、いわゆる改定案が公表されて、その後に新聞報道がありまして、これ、非常にわかりやすく書いてあったんですけども、西村議員ご指摘のように教師力を上げるというようなことも上がっていますし、今現状ALT、少ないですけども小学校にも派遣はしておりますし、それ以外にも、先ほども出ました寸劇であるとか、あるいは歌、そういったもので、できるだけ親しみやすい授業に取り組むというようなことも明記されていますので、そういうことを工夫をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 英語教育は、英語嫌いにならんようにということで願っておるわけです。

私の息子は実は英語嫌いだったんです。なぜそうなったかということ、中学校の英語の先生による影響大きかったということで、いまだに英語が嫌いだということで外国にも行きたくないというふうなことにならないように、やっぱり楽しく外人と接するというような機会を

せっかく最近ALTも出てきているわけですから、それをうまく活用していただくと。それを具体的に学校の先生も、やはりもっとALTさんといろいろ勉強してもらおうということをししないと、学校の先生がちゅうちょしていたらこれはできませんので、その教育もやはりきっちりと進めていただきたいと思っておりますので、以上、私の質問を終ります。

○議長（疋田俊文） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

---

◇ 岡 田 美伊子

○議長（疋田俊文） 6番目に、岡田美伊子議員、登壇の上、願います。

○1番（岡田美伊子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

（1番 岡田美伊子 登壇）

○1番（岡田美伊子） 1番、岡田美伊子、通告書に基づいて一般質問いたします。

まず、子育て支援の充実について。

現在、子ども医療費の助成が行われています。河合町においては、昨年8月以降、県とともに入院・通院とも医療費助成の対象年齢が中学3年生までとなり、本当に親御さん方は喜ばれておりますが、子ども医療費は一旦病院などの窓口で医療費を立てかえて、二、三カ月後に払い戻される方式となっています。子供が病気になったときに立てかえるお金がなく受診できないこともあり、事務手続も大変との声もお聞きいたしました。

今、多くの自治体では、子ども医療費については窓口で徴収しない、現物給付方式をとっています。子供が安心して医療を受けられるように、また、安心して子育てができるように河合町におきましても子ども医療費助成の制度の窓口負担をなくす現物支給給付方式の導入についてのご見解を伺います。

次に、防犯についてです。

防犯カメラのことは前回も質問があり、カメラの設置については前向きにとの回答をされたと思います。当然、防犯カメラを設置したからといって100%の安全がもたらされるわけではないことは言うまでもありません。しかし、防犯カメラを設置されることにより、ひったくりや盗難などの抑止とともに発生時の犯人検挙への活用が期待されるところであります。

については、町内小中学校の通学路を中心に防犯カメラの設置を図るべきではないかと考え

ますが、現在、いろいろな事件や事故も多く、ある地域では家の前に設置しているポスターなどにカッターのようなもので切り刻んであったり、落書きがされていたと聞きました。住民の方はとても怖い思いをしております。

それで、河合町ではどこに何カ所設置がなされているのでしょうか。もし、まだであるなら一日も早い防犯カメラの設置をお願いします。

再質問は自席にて行います。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口福祉部次長。

○福祉部次長（門口光男） 1点目の子ども医療費の窓口の無料化実施についてお答えいたします。

今日まで、子ども医療費助成制度の就学児の拡充、これにつきましては、平成26年4月診療分より入院月額1,000円の助成を中学校卒業まで拡充いたしました。また、平成26年8月より所得制限の撤廃をいたしてございます。さらに、対象範囲を就学前から中学生まで拡充をいたしまして、平成28年8月診療分より実施いたしました。なお、一部負担金につきましては、通院月額1,000円が奈良県の基準とされましたが、当町におきましては、一部負担金を月額500円で実施しております。

医療費の無料化とのことですが、医療費が無料になりますと適正な医療の受診ということに懸念が持たれます。したがって、このようなことから奈良県の基準に準じて医療費の助成を行ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（阪本武司） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 阪本安心安全課長。

○安心安全推進課長（阪本武司） それでは、防犯カメラについてお答えさせていただきます。

公共性の高い場所に防犯カメラを設置するということは犯罪の抑止力になるということは異論のないところでございます。現在、河合町におきましては、西穴闇保育所、河合幼稚園、各小中学校、それから、西大和公民館、第二浄水場の9つの施設に合計14台、不審者侵入対策として設置してございます。

それから、今後の予定でございますけれども、まず、非常に公共性の高い近鉄の3つの駅前、こちらのほうに各2台ずつ合計6台、29年度で設置予定を考えてございます。

それから、防犯カメラの設置に絡みまして、個人情報等の保護、当然個人の意思に関係な

く映像が撮られるというものでございます。このあたりも含めまして、設置運用に関する要綱等もあわせてつくらせていただきまして、今後の新設に関する対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） まず、医療費助成の現物給付方式については、子育て世代の皆さんが強く望まれていることですし、地方創生の大きな柱の一つに若者に希望を与えるとあります。ぜひ、現物給付型方式の導入に向け奈良県との協議を通していただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

それと、防犯カメラなんですけれども、いろいろ、私、今ちょっと駅のほう立っているんですけれども、駅のほうがなかったんでないのかなと思って。これから駅のほうもつけていただけるといことなんですけれども、実はちょっとある地域でポスターとかいろんなものにカッターですごい傷つけられたのを、住民から声が上がりまして、本当にカッターを持ってうろうろされていると怖いんで、その辺も一回そういう暗いような地域とか散歩コースなどもちょっと一回、町としても暗いところはないかとかも一回確かめてほしいなと思います。

そういうところも早くやっぱり防犯カメラをつけておかないと、もし何かあってからでは遅いんで、まして若い子供さんとか、女の子が学校から帰るとかそういうのとかに、今すごいそういう事件が多いじゃないですか。だから、そういうのを何とか早く、やっぱり怖い思いさせたくないし、早く防犯カメラをつけてほしいなと思うので、もう少し台数も増やしていったらいいなと思います。

○福祉部次長（門口光男） 議長。

○議長（疋田俊文） 門口次長。

○福祉部次長（門口光男） 子育て支援のためにもぜひともいうことでございますけれども、ほかの医療費助成制度で導入しております自動償還方式と議員おっしゃる現物給付方式の2方式がございます。一部負担金が各市町村間で異なるため、取り扱い方法等に混乱を招くおそれがあるというように考えます。また、請求誤り等防止の対策など課題が多くございます。

去る3月7日の県議会の一般質問におきまして、同じ公明党の岡議員ですか、代表質問をされておりまして、その折に県知事のほうから、県と市町村による勉強会を今後開催し、市町村に働きかけたいという答弁がなされておりまして、したがって、県のリーダーシップに期待をしたいというように考えます。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井部長。

○企画部長（澤井昭仁） 防犯カメラの設置に関して、議員のお考えについては否定するつもりはないんですけれども、基本的な考え方として、防犯カメラをあちらこちらにつけまくるというのはいかなものかという議論はあると思うんです。つまり、我々何も知らないところで無防備に映像が撮られてしまうという、そういうマイナスの部分もありますので、その辺、今余り世論でそういった議論は生まれていないんですけれども、そういった部分も慎重に取り扱わなければいけないと考えております。

それと、幸いにして私どものまちには自主防犯活動が盛んに行われております。まさしくこれ防犯の力となっております。一方で、防犯カメラといいますのは、直接的な防犯にはならないわけ、何か起きたときに証拠として残るといふそういう部分があります。そういった部分も、今後防犯カメラを設置するときに気をつけていきたいというところでございます。

例えば、今、県のほうで自治会が防犯カメラをつけるときの補助金制度がございまして。ここで、肝として我々考えておりますのは、あくまでも強化地域を市町村が設置すること、それと自治会が設置すること、この2点を条件としております。これ、なぜかと言いますと、やはり県としても、いたずらに防犯カメラをつけるということについては賛成はしていません。そこに住んでおられる方、あるいは町、そこが重点であると。住んでおられる方も私たちの地域は私たちが守ろうという意思のもとで防犯カメラをつけるということに関して、県が補助金を出す。まさしく憲法で言うところの公共の福祉という、その命題にかなった部分についてつけていくという議論でございまして。

ですので、今後、公共性の高い団体、先ほど課長が申しましたように、公共性の高い地域について設置を検討していくと、一方で、やはりプライバシーという部分についても十分に配慮して考えていくと、あわせて、今盛んに行われている自主防犯活動の自主性をそがないような、そういった部分の配慮もしていきたいというふうに考えております。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○1番（岡田美伊子） ありがとうございます。

防犯に関しては、本当にプライバシーもあるんで、その辺はしっかり考えながら自治会ともやっぱり話し合っつけてほしいとは思っています。

それと、医療費助成のほうは、本当に今、公明党もしっかり訴えているんで、県ともしっかり勉強会とかしながら、河合町としても、いつも何か医療費とかおくらしているから、でき

れば早目にといい思があるんで、進んで頑張ってほしいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて、岡田美伊子議員の質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。

本日は、これにて散会したいと思ひますが、ご異議ございせんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 岡 田 美伊子